

平成23年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成23年3月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年3月15日	9時33分	議長	坂口久信	
	散会	平成23年3月15日	14時31分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	岩島 正昭	環境水道課長		土井 秀文	
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長		新宮 善一郎	
	教育長	陣内 碩泰	税務課長		江口 司	
	総務課長	岡 靖則	建設課長		川崎 義秋	
	企画商工課長	桑原 達彦	会計管理者		坂本 豊	
	財政課長	大串 君義	農業委員会事務局長		藤木 修	
	町民福祉課長	每原 哲也	学校教育課長		高田 由夫	
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長		井田 光寛	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年3月15日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 議案第1号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第6 議案第4号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第5号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第6号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第7号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第9号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第10号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

午前9時33分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山口光章君）

おはようございます。平成22年9月並びに12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について経済建設委員長の報告をいたします。

まず、町内の視察について報告をいたします。

今日、太良町も非常に財政の厳しい中、道路の改良も難しく思えておりました。昔より町にとっては道路づくりが一番のかなめだと思っております。その意味を持って、各地域からの道路改良の陳情箇所、15カ所を平成22年12月2日に現地の視察をいたしました。その箇所を申し上げますと、野上峠線、広江・中畑線、広江線、野崎・道越線、亀ノ浦・道越線、津ノ浦・牛尾呂線、平野・今里線、平野・大町線、田古里・平野線、南木庭線、波瀬ノ浦・三里線、喰場日当線、片峰線、栄町尾辺田・稲荷線、伊福中央線、一応選択をいたしまして計15カ所であります。

十分に見て回った結果、一応担当課としては十分な対応と検討をしながら、執行されていると見受けられました。15カ所のうち9カ所が一部済みとなっておりますが、まだ残された箇所においても早期の対応が必要ではないかと感じております。まず、担当課においては多くの陳情がある中で、緊急性のある場所から優先的に執行、取り組んでいきたいとのことで、またこれには予算もついて回りますので、各地区の皆様方には時間を幾らかいただきたいとも思います。陳情は無駄にはならないと思っております。

次に、町内視察を行ったのは、現在新設されている太良町の財産にも値する町営の火葬場であります。

平成21年11月30日、まだ平地であった現地視察に行ってから約1年余りの年月とともに、工事がなされております。現在の建設工事の進捗状況を平成23年2月2日に見てまいりました。

一応、順調な執行だと感じ、視察をしたわけですが、でき上がった状態でこの管理というものも非常に大変だろうとも感じはしましたが、近代的な火葬場になることは十分確認いたしました。着工前いろいろな問題も幾分ありましたが、町民の理解があつてこそその事業です。宝の持ち腐れにならないようなあり方であつてほしいと感じてまいりました。

施設内の面では、一つだけ興味を示したところがありました。それは、手づくりのリサイクルレンガです。指定業者の方が1個ずつ丹念につくり続け、火葬場に提供をしているのです。十分に太良町を思う気持ちが淡々と伝わってきました。機会があれば、それも見ておいてほしいと思います。

私ども経済建設常任委員会としても、その役務を幾らかでも果たすための町民の窓口になればという気持ちでおりますので、今後たくさんの御意見などをお受けしたいと思っております。

以上が町内の視察の報告でございます。

次に、県外の視察研修について報告をいたします。

本委員会は、1月26日、27日の両日、熊本県南阿蘇村と福岡県三潴郡大木町の行政視察研修に行つてまいりました。

まず、1月26日の熊本県南阿蘇村の視察内容を報告いたします。

私たちの視察の目的としては、農業、観光、商工業の振興についてであります。伺った南阿蘇村では、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇カルデラの南に位置し、雄大な南阿蘇の山と緑、そして日本名水百選に指定されている白川水郷などに象徴される豊かな自然環境に恵まれ、また数多くの歴史のある温泉を擁している村でありました。

平成17年2月13日に阿蘇郡白川村、久木野村、長陽村の3村が合併し、新生南阿蘇村として村民の総意で村を選択し、全国でも数少ない合併しても村として誕生した世帯数約4,400、人口約1万2,300人の村であります。

南阿蘇村の行政から言われたことは、1つ、合併の志として安心して楽しく豊かに暮らせる村。

1つ、キャッチフレーズは「世界一のカルデラの村南阿蘇」。

1つ、生まれてよかった、住んでよかった、来てよかったと実感できる将来像実現に向け、活力と個性ある地域づくりを進めている。

1つ、合併当初より人口が減少し、高齢化が30.3%になっている。

1つ、農家人口は戸数1,134で4,825人、比率としては39.4%である。

1つ、特産品は米、そば、赤牛、水である。

1つ、観光の資源は南阿蘇温泉郷、豊かな湧水群、また心和ませる自然環境である。

1つ、農業と観光をあわせた取り組みを行っているとのことでした。

また、村の取り組みの特徴としては、ゆるっと南阿蘇めぐりということで、グリーンツーリズムやエコツーリズムを通して、新たな南阿蘇の魅力を創出する取り組みが行われ、その中でもふだん見ることない農村集落等に案内人が案内し、暮らしや食、文化に触れながらめぐる旅、南阿蘇の豊かな自然環境を生かしたエコツーリズム、修学旅行生の受け入れ、農家民宿、農作業の体験など。地産地消協議会というものがあって、米を売っていく手段として、夏場は水田のオーナー制、冬場は水質保全米として企業と契約をしているとのことでした。また、観光のメインは大型観光施設があり、年間300万人が訪れるということです。それぞれの町村によりいろいろと興味があったものの、地域性の問題でもあったと感じました。

委員の意見といたしましては、合併により3村分庁方式は大変不便であると感じたというような意見。また、学生の修学旅行の受け入れなど、大変努力をされていると感じました。村にある資源を生かした観光がされていた。特に、水郷などですね。空き家を利用した長期滞在型のグリーンツーリズム。また、一つの意見として、太良町とは交通のアクセスが大分違う。人口は減っているのに、農家の戸数の増が気になった。特に、目についたのは庁舎内に結婚相談所を1室設け、専門的な人材を雇用し、定住促進に貢献されていたこと。

以上が南阿蘇村における視察研修の報告であります。

次に、翌27日に視察いたしました福岡県三潴郡大木町の報告をいたします。

委員会の視察研修の目的としては、浄化槽設置整備事業についてであります。

太良町の場合は、平成19年7月に集合処理計画を廃止し、町内全域を個別型（合併浄化槽）で推進する方向が決定をされました。合併浄化槽補助金、循環型社会形成推進交付金を国、県、町で3分の1の割合で実施したわけですが、普及率向上のため上乗せ補助、町単独ですが、それを検討していただき、平成22年4月より実施しているところであります。上乗せ額は7人槽で20万円、5人槽で15万円、県内での上乗せ補助の実施自治体は、旧三瀬村、鳥栖市、玄海町、白石町の4町村であります。

ここで、大木町の概要を説明しておきます。

大木町は、福岡県南部筑後平野の中央部、水郷柳川に隣接した農業の町であり、人口約1万4,500人、世帯数4,500、面積18.43平方キロメートルで、約1500年前の荘園時代に低湿地だったところを掘削し、堀をつくり、土盛りをしたところを宅地として農地にした地域であります。堀の延長が214.7キロメートル、面積が2万5,438平方キロメートルで、町の面積に占める割合が14%となっております。

合併処理浄化槽設備状況につきましては、平成22年3月31日現在で61.92%という状況であり、太良町の平成21年度の26.6%に比べても、大きな数字があらわれていると思われました。ちなみに、佐賀県の普及率が71.3%となっております。

また、大木町の合併浄化槽整備推進経過を申し上げますと、平成2年度から個人設置型浄化槽設置整備事業に着手、平成5年度から町全域を合併処理浄化槽で整備することに決定し、生活排水処理基本計画を策定されております。また、平成13年度からは町総合計画の中に位置づけして推進されております。平成19年度からは、単独処理浄化槽からの転換について6万円の補助をした上で、平成21年度から市町村設置型を検討されましたが、財政的なことで見送ったものの、平成22年度からは補助金20万円の上乗せによる設置を推進し、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換に限り、22年度から24年度までの3年間限定の補助ということでした。

目標としては、3年間で300基の整備を図り、設置率70%を目指す方針で、今年度は95基にとどまる予定を持っておられました。その中において、設置がなかなか進みにくいのは維持管理費の問題も大いにありますが、住民アンケートでクリークの保全が最優先度になっているので、クリークの質改善のためにも合併処理浄化槽の普及を図っていく考えでした。

委員の意見をまとめてみますと、1つ、浄化槽設置推進が他の町村に比べ、早くから取り組まれている。

1つ、計画的な設置目標が掲げてあった。太良町もよりよい計画を立てて、実施に取り組むことが大切である。

1つ、維持管理組合を設置する計画だが、太良町での維持管理費などに関する協議はどのようにしていくのか。

1つ、太良町との違いは、大木町は堀を有する町であることから、直に水が汚れている状

況が見えるので、浄化槽の設置の補助などが進んでいるんだろう。

以上でありました。

南阿蘇村、大木町ともども小さい町、村ながらも、太良町も同様主幹産業にしろ、環境問題にしろ、いろいろなその町、その村の個性を生かし、町をよくするための研究、努力が十分に見えたまちづくりを推進しておられました。太良町も負けてはいけないと、そのような意義深い視察研修でありました。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済建設常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

改めましておはようございます。議長の命によりまして総務常任委員長の報告をいたします。

去る9月並びに12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について報告をいたします。

平成12年4月1日、地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任の度合いはこれまでと比較にならないほど重くなりました。また、太良町においても2007年の選挙から議員定数が4人減の12名になったことから、町内全体の目配りのためにも町長同様に、住民との協働による議会を目指さなければなりません。そのためには、時代に対応した議会改革、議会活性化は喫緊のテーマであり、町民の代表たる12人による合議制の機関として町民の意思を町政に的確に反映されるためにも、日々努力して取り組んでいかなければならない重要なテーマでもあります。このような議会として今日的課題を踏まえて、まずは身近な嬉野市議会を研修いたしました。

嬉野市議会は、佐賀市議会に次いで県内2例目の議会基本条例が制定され、平成21年7月1日より基本条例と政治倫理条例が施行されております。条例制定に至る経過として、平成19年7月から全員協議会による政治倫理条例、議会基本条例の制定に向けた学習から始まり、議会運営委員会を中心とした視察研修や内容検討を重ねて、平成20年12月第1回議会制度改革特別委員会が設置されてから、13回にわたる委員会で条例の内容検討を重ね、全員協議会での中間報告、議会基本条例（案）、政治倫理条例（案）に対する住民の意見募集等々を踏まえ、平成21年6月18日、本会議において基本条例、倫理条例が議員発議で上程され、可決後7月1日に施行されております。

丸2年の視察研修、協議検討の経過を経て制度がなされており、条例制定に至るまでの協

議の過程も比較的議員の取り組みも改革に前向きであり、スムーズに進行がなされたとのことでありました。特に、政治倫理条例につきましては、旧塩田町が議員としての高い自覚と清く高い志を堅持する目的で、厳しい取り決めがなされていた関係もあり、高いレベルの条例内容になっております。

基本条例の前文にもありますように、地方分権改革により地方公共団体の自己決定と自己責任の範囲が一層拡大し、二元代表制の一翼を担う議事機関としての議会は、政策立案、行政の監視機能など、住民に対してわかりやすく責任ある議会活動が求められております。

平成18年1月1日、嬉野市の市制施行がなされておりますが、合併後も少子・高齢化、安全・安心の確保、地域産業の振興など課題は山積しており、市政にかかわる者としてこれらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任は、ますます重くなっております。このような情勢を受け、自治法の定める規定の遵守とともに、積極的な情報公開、議会活動への多様な市民参加の推進、自由討議の推進、行政機関との緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、政治倫理の遵守などについて議会運営の基準を設けて、厳格に実践することにより議会の責務を果たし、市民の負託に耐え得る議会を築くため本条例を制定されており、もって豊かなまちづくりの実現と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とされております。

議会基本条例、政治倫理条例が施行されたことによって、議員みずからの研さんや政策討論会など議会の資質を高め、執行機関と切磋琢磨して機能を高め合い、住民奉仕の行政推進がより大きく期待されていると思われました。

続きまして、北海道栗山町の研修報告をいたします。

栗山町の語源は、アイヌ語で「ヤム・ニ・ウシ」に由来し、クリの木の繁茂しているところに起源し、明治21年宮城県角田藩士泉麟太郎氏が夕張開墾起業組合を設立して入植され、明治35年2級町村制が施行され、自治体としての新生の第一歩が踏み出された町とのことであります。

道都札幌市や港湾苫小牧市、新千歳空港に約1時間の道央圏に位置し、北は屈足山系と東は夕張山系に続く丘陵地帯で、やや南北に細長い町が形成されておりました。町の総面積203.84平方キロメートル、平均気温7.4度、人口1万3,400人、就業別では1次、2次44%、3次産業56%の産業構造であります。

栗山町は、分権先進地として注目され、議会改革の本家本元、全国自治体のトップランナーとして余りにも有名な町であります。議会の不要論さえさやかかれてる地方議会は、埋没の危機に改革の動きが全国的に広がり始め、今では200近くの議会が条例制定に至っておりますが、ほとんどがこの栗山町の条例がモデルになっていると言われております。全国議会関係者3,700人の視察団を受け入れ、今回の研修も山梨県大月市議会、北海道遠軽町議会、茨城県取手市議会、太良町総務常任委員会、合わせて4団体29人の合同研修でありました。

栗山町議会基本条例の制定の経過は、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、機関委任事務廃止など自治体及び議会の自主的決定と責任が重くなることを受けて、積極的に改革と活性化へ向けての活動を始めて、その集大成として平成18年5月に栗山町議会基本条例を議員提出議案として提案され、可決されております。この5年間の歳月の中で、首長、行政側は行財政改革に取り組む一方で、議会側は手つかずでは住民の不信感が高まり、また分権改革が加速する中で、首長、行政側に注文をつけるだけの旧態依然とした議会であれば、早晚住民から見離される危機感から、一つずつ課題に着実に取り組み、結果を条例として定められております。全国多くの自治体が危機意識を高め、改革へ向けて研究がなされており、栗山町が全国初の基本条例を制定されたことで、全国の議会が次々と栗山町をモデルにして後を追っている状況であります。

なぜ栗山町の基本条例が全国のモデルになったのかは、3つの必須条件が盛り込まれていることにあります。

その1、議会が機関として一体となり、住民生活の場に出向いて意見交換する議会報告会。

その2、請願、陳情は住民からの政策提言であり、議会の意見陳述を保障すること。

その3、議会は討論の場であり、議員相互の自由討議を通じて意見を集約すること。

以上、3点が改革の必須要件と言われますが、その要件に照らしても内容の濃いものであり、議員の倫理観もレベルの高さを感じました。その中でも、時代に合わせた見直しを続ける議会の姿勢は、全国のモデルにふさわしい取り組みと、議員一人一人の意識の高さは、栗山町議会と太良町議会は単純な比較はできないとしても、ハードルの高さを感じた研修であり、遠路の研修に値する内容を見聞できたと思います。

議会は町民の代表機関であることを自覚して、常に町民に開かれた議会を目指し、議会規則の遵守、議会運営のあり方、倫理意識の高揚など、議会改革に取り組むことは論をまたない状況にあると思います。議会を構成する議員一人一人がその意識に立ち、一日も早い研究を始めることが真に二元代表制の一翼を担う議会人としての緊張の保持と自己研さんによって資質の向上と、条例に定める議会独自の議会運営のルールを最高規範として遵守し、実践することこそ町民に信頼され、存在感のある議会制民主主義が築かれると思います。栗山町の視察を機に、早急な取り組みの必要性を感じました。

研修最終日には、大倉山のジャンプ台に上り、札幌市を眼下に眺め、広大な北海道の雪原に日本の広さを感じながら、委員一同改革へ向けジャンプすることを心に誓い、北海道を後にした研修でありました。

以上、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告を終わりました。

日程第3 議案第1号

○議長（坂口久信君）

続きまして、日程第3．議案第1号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

この評価委員と言われる方は、どのような仕事を今後される予定なのか。また、どのような教育の改善につながられるのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

まずは、委員の今後の日程でございますけれども、これにつきましては1年間の教育委員会事業の中で、まず年度当初に教育委員会の事業全般について御説明を申し上げます。それから、年度末にその計画に沿った事業が執行されたかどうか、評価あるいは点検をしていただき、その結果を報告書にまとめ、議会のほうにも提出するようになっております。

それで、改善点でございますけれども、実はきのう、22年度の分につきましてはの評価委員会を行ったところでございます。それで、教育委員会全般についての点検等をしていただき、その22年度の執行状況についてもさまざまな意見をいただいておりますので、それにつきまして評価報告書をまとめて、今後の事業の改善をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

これは新しく設けられた委員さんと思うんですが、これは人数は何名いらっしゃるんですか。

○学校教育課長（高田由夫君）

5名でございます。

○8番（久保繁幸君）

その5名の方、どのような基準でお決めになったのか、それと1年間何日ぐらいの予定で仕事をなされる予定なのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

年間の活動日数につきましては、評価委員会を先ほど申したとおり2回でございますので、2回お願いいたしております。それから、どういう委員さんかと申されましたけれども、まず学校の先生をなさった退職された方、あるいはPTA関係の役員をされた母親部と申しますか、そのような方、以上5名でございます。

○5番（牟田則雄君）

この新設に当たっては、国、県の指導か、太良町が自発的に独自にこれは持たなければ、こういう委員がいなければならないという事情があって、これをされたのか、そのところ

をちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い設置いたしましたものでございます。その内容につきましては、先ほど申しましたとおり、教育委員会の事業についての執行状況の点検及び改善ということと、それを公表するということが定められておりますので、法律により設置したものでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは私の勉強不足だとは思いますが、外国語のあの指導助手の中で月額30万円で、後ろのほうの説明に行政職2級相当のこの旅費相当額というのは、これはこっちの特別養護か、一般的に考えたらこれはどういうことに当たるのか、ちょっと説明をお願いします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

旅費相当の級数についてでございますけども、これは役職等級別によって支払う金額が違いますので、3級職の旅費のときの規定する額を定めたものでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは1カ月丸々勤めたら、旅費額が30万円、月額30万円になるという、今の説明ならそういうことばってん、そういう理解でいいわけですか。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

この外国語指導助手っていうのは、月額30万円というのは、今はちょっともう指導助手ALTはいませんが、その方が職務上出張した場合に金額を支払うときの定めでございますので、下のほうに今回出しております太良町教育委員会評価委員の日額4,000円というのは、会議をしたときにお支払う金額でございまして、この評価委員が佐賀とかなんとか、調査とかなんとか行った場合には、この行政職3級の受ける旅費相当を支出するというような定めのために記載しておるところでございます。

○5番（牟田則雄君）

いや、その旅費相当額という表現の仕方が、これは今言われたとは太良町においてよそに出張したんじゃなく、これは太良町に来てもらうたときの月額30万円でしょ。それで、この用語の意味、一般的に旅費相当額というところに書けば、何かその旅費のためにこのあれを払っておるのかというような、この用語の意味ね、旅費相当額っていう。用語の意味はこれはどういう意味かっていうところがあったとばってん、お尋ねしよっとです。多分、これはほかのときにも使われると思うんですよ。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

旅費相当額って書いてあるのは、ここに先ほど言われた学校英語助手、月額報酬っていうのは30万円、これは給料ということでございます。そして、右側に書いてある分については、職員が出張する場合について日当が750円とか1,500円とかありますけど、それと同じ相当額、こういう報酬等で支払う方については費用弁償という形でございますので、その職員の旅費と同等金額の金額を費用弁償で支出するというので、ここに明記してあるだけであって、だから先ほど学校教育課長が言いましたけども、仮に公務の場合でこの評価委員の方がどっかに出張して研修に行くと、した場合については費用弁償で金額を幾らか出してやるというために、ここに表示してあるだけです。旅費相当額ということで御理解を願いたいと思っております。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

一番右側の行政職3級の受ける相当額ということで、ここだけ見ればちょっとわかりにくい議案になっておりますけども、条例上はこの上にこのこれは改正するところの項目を示ただけでございます。項目には一番上のほうに旅費額ということで例規類集のほうに定めてありますので、その2863ページがこの欄でございます。項目としては、旅費額というところで相当額ということになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

牟田君、4回目で最後にしてください。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この月額30万円というとは、これは給料であって、この人がほかのところに出張された場合が2級職のその旅費相当額って、これは別に左のものを説明しとるわけじゃなく、それとこれとは別ということで説明してもらえばわかることであって、そのところをこれはこっちの左側の説明が右にしちゃったろうかという感じとるけん、そういう簡単にね、わかりやすく説明してもらわんぎにや。こっちは月給はこれだけですと。ところが、この人が出張したりなんかされた場合は、2級職と同等の旅費額を支払いますよという説明でいいんでしょう。どうですか。

○学校教育課長（高田由夫君）

議員の今おっしゃったとおり、月額と旅費額の説明でございます。

○2番（山口 巖君）

そしたら、この同じことなんですけど、評価委員でこの関連で23年度予算どのぐらい計上していますか。旅費から全部含めて。

○学校教育課長（高田由夫君）

報酬につきましては、6万円で計上しております。というのは、何か緊急の場合があるかも知りませんので、しております。

○2番（山口 巖君）

まあ、4万円かなと思うんですけども、もしこうした場合、どうしてこう旅費を書いとるということは、何か県のいろいろ組織、そしてまたほかのところの来年度、再来年度、そういう計画があるということで、このこういう文言を入れてるのか、確認のためにお願ひします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど学校教育課長が6万円とお答えしましたけども、事務局費の予算の中で、委員会の報酬ということで4万円ということで一応計上しておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○議長（坂口久信君）

あとの質問は、今さっき言われた。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

旅費等については、本来その委員が出張するかどうかわかりませんので、もしあった場合のときのためにこういう金額を決定しとるだけであって、それを予算に計上してるか、計上してないかについては、それぞれの課で違うと思ひますけども、もし出張する場合についてはこの金額で出しますよという想定金額を計上してあるだけです。

○10番（山口光章君）

町長の説明の中で、改正する条例、これを申されましたけれども、実際その理由として教育委員会の活動の状況の点検、評価を行うためというようなことでしたが、昭和57年からのあれでしたかね、たしか。その間は、その要するに教育委員会の活動状況の点検、評価は行わなくてよかったのでしょうか。というのは、地方教育行政のここに組織及び運営に関する法律の一部の改正のためにというようなことが言われました。だから、その間はその活動の状況点検、評価は行っていなかったのか。行う必要がなかったのか、そこら辺をお尋ねしたいと思ひます。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

太良町におきましては、毎年度年度当初に太良町の教育という計画をお示しをしておりますのでございます。したがいまして、その計画をどのように執行したか、どのような成果を持ったかということで出す必要があるということで、毎年度年度末には100ページ以上の太

良町の教育実績という膨大な報告書を提出をさせていただいております。毎年度、議員の皆様方にも御送付を申し上げてきたところだというふうに思っております。そういう状況ではございましたけれども、この地教行法の改正に伴いまして、正式な第三者評価を加えたところの点検評価報告書を作成しなさいと。それをまた議会にも御報告しなさいというような改正がなされたことに伴いまして、今回改めてこのような点検評価報告書を作成する必要が生じて、それには第三者評価委員会の評価を得る必要があつて、評価委員さんを今回委嘱をしたところでございます。ですから、しかし私たちは太良町の教育実績という報告書は毎年度ずっと出し続けておりますので、これはこれとして出しましょうと。その上で、今回このような第三者評価委員会の評価を改めて報告書として2冊を出しますというふうなことで、今回このようなことをさせていただいてる状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第2号 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

ちょっと担当課のほうにお聞きしたいのですが、一応建築の部分も滞りなく済んで引き渡しが終わったと、終了したと。そしてまた、22日に落成式の御案内をいただきました。これから先、もう実際のいろんな面で私が思うのは、例えば6月の議会、そういうときに補正

でもまたあるようなことがありましたら、ちょっとまたいろいろ問題点が生じるのではないかということで、完全に、万全なるそういうふうな処置がなされたかということで、これひょっとしたら、これもせにやいかん、あれもせにやいかんというようなことが、ちょっとこっちは心配性ですから、6月の議会で補正でこれもせにやいかんというようなことがないようにですよ、これはひとつ十分にあれしていただきたいと思うわけです。それだけを言っておきます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われるように、6月補正は大丈夫かということですが、今現在の状況では建物は完全にもうでき上がっております。それとあと、外構に今入っておりますけれども、新年度につきましては旧火葬場を解体ということが工事をお願いするようしておりますけれども、それとあと一応杉谷地区の皆さんとで協議の結果、目隠し等の要望等もあっておりますけれども、そういったことを含めると、議員心配されております幾らかはやっぱり補正を6月にはお願いする可能性はあると考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ちょっと今の質問と似てるんですけども、いろいろと地区の代表と話し合われてオープンにこぎつけられると思うわけですが、大概改築、古いのを解体したとき幾らかの要望があるということで補正もわからないということですが、その他にオープンして代表の方も参加されると思うわけですが、いろいろとまだ問題が残っているのがあるのか。入場口はもう話がついてると思いますが、その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。あの入り口の話し合い、その後ですね。ちょっとそれを最初。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

あの入り口の変更につきましては、うちの検討委員会の皆さんと地元の方との話ができて、入り口はちょっと変更するというので、今現在外構工事で進めております。その後につきましても、先ほど山口議員の答弁でいたしましたように、目隠し等はあと残っておりますので、旧火葬場を解体しましてから、また地元の方々とも含めて検討しながら、どういった方向でしていったほうがいいのかということは、また新年度で話し合いを考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

それでは、もう最後の確認ですが、もう解体後にもう少し地元からの要望があるかわからないことの説明と思うわけで、ほかにもう全然ないっちゃうことでいいわけですね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今現在の段階で地元と話をしましたところでは、目隠しでもう最後の要望かとは考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

今回の提案理由として新しい火葬場の使用料を改正されたことに伴う提案でありますけれども、太良町火葬場設置及び管理条例の条例等の整備は必要ないんですかね。と申しますのは、2条の名称及び位置、それから8、9、10条の指定管理者制度の変更、もちろんあとには要綱ですけれども、当然いわゆるその遠隔地の火葬に対する補助金交付要綱とか、あるいはその設計検討委員会の設置要綱とか設計選定委員会の設置要綱とか、そういったものがまだまだ残ってるわけですが、もういよいよ今回用をなさないような、いわゆる4月1日にオープンという形になって、若干のそのまだ工事が残ってるという説明も聞きましたけれども、それもう大体の大枠はできたということで、いよいよスタートするわけですが、そういった中でそういったその条例の整備は、ほかには必要ないのかということでお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

条例の中では、料金等の改定だけをお願いしてるような状況でございます。2条の地番とか名称等はそのままいく予定で、新愛称ですかね、愛称は募集して決まっておりますけれども、それはもう条例に載せなく、そのまま太良町火葬場ということで明記しております。あとの要綱等につきましては、私たちの法制調査会にはかけまして、幾分かの変更はお願いしているような状況でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

条例も改正、あるいは改廃、こういったものにも十分気をつけて、ちょっと条例集はもうぎゃん厚くないよっとですよ。そいけん、要らんとはもうやっぱり落としていくという努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、いろいろ今回新しい管理条例のもとにそういった基準の変更、移行がなされるわけですけれども、もう往々にしてオープンのスタート時が一番混乱を招くというんですかね。せっかく高い能力のその火葬場ができたにもかかわらず、その能力が発揮できない。いろんな関係プレーができないというところがトラブルのもとになります。そういった中で、22日がその落成式ということですので、4月1日から供用開始されるわけですので、その前に要するにはもちろん喪家もそうでしょう。役場の受け付けもそうでしょう。お寺側もそうでしょう。斎場もそうでしょう。そういった中で関係プレーができなければ、せっかくの能力ができないという状況でいろんなトラブルが当初起きるわけで、移行していつかすれば非常にこ

れはいいと思いますけれども、そこら辺については十分なその予備、助走期間が必要だと。研究時期がですね。そいけん、そういったところはどういうふうなその考え方を持っておられるのか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

建物につきましては、2月中にもう完成しましたので、その後今3月中の一月間がありますので、4月1日の供用開始まで1カ月間ございます。当然、指定管理者を含めたところで火葬炉の使用方法とか、施設内の把握、当然もう設備が全然違いますので、そういったことのシミュレーションなどを考えながら、この一月間は指定管理者と業者、設置業者含めたところでの研修会を重ねておりまして、もう4月1日以降オープンしたからには、トラブル等がないようにということで勉強をしながら、この1カ月間頑張ってもらってるような状況でございます。

○9番（末次利男君）

それで、あとその管理条例の中の8条、9条、10条、ここの指定管理の問題でちょっとお尋ねいたしますけれども、旧来はクリーンセンターによる建築物の指定管理ということでちょっと範囲も狭かったわけですがけれども、今回その建物と周辺、外構部分っていうんですかね、植栽部分っていういますかね、そういったものが一体的なもので指定管理をするのか、分離的にするのか、そこはどういうふうな考えですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

指定管理者にお願いする分につきましては、当然施設内の管理、それと施設の外のかなりの公園化しておりますけれども、その部分につきましてはもう全部指定管理者にお願いするような考えで思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この問題につきまして2点お伺いしたいと思いますけれども、1つは水路の問題ですね。入り口が変わった時点で、要するに排水の面ですね。両方あるでしょ。したら、途中掘り起こして、とにかく入り口が変わったあれで、側溝。U字溝ですか、何か取り除いてありました。積んでありましたね。そして、今度解体が行われます、古いやつがね。その解体が終わった後の水路は西側に恐らく、その入って右側の水路は排水は西側に流れると思うんですよ。それはそれまでの予算措置というか、要するにひっくるめての予算のオーバーはなかったのかどうかですね。それが1点と、先ほど指定管理者制度によるその管理の問題、末次議員もおっしゃられましたけれども、まあひっくるめてやると。そして、要するに幅が広がって、面積も多くなって、もうこれは管理の方面では大変厳しいもんだなと思いますけれど

も、この指定管理者制度の管理費、これはどういった形で先々には変わっていくのかどうか。あれぐらいの、あれぐらいっていったら旧火葬場の場合の面積にしる何にしる、管理としてはもうこれぐらいだったと。だけど、あれはもう何十倍もありますからね。もうそういったところでどのような管理体制で、その管理費用がどれぐらい上がる率があるのか。そこら辺を、もとのまんまではなかなかできないと思いますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

1点目の水路の変更につきましては、現在議員御存じのとおり道路の入り口が変更になったちゅうことで、当然水路も変更せざるをいけませんので、その分については工事の中での変更を考えております。

それと、2点目の指定管理者でございますけれども、議員言われるように規模がかなり大きくなっております。面積だけでも9,546平米ぐらいの増になっております。それで、今まで年間840万円の指定管理委託料でお願いしておりましたけれども、今回1,430万円程度の変更を新年度でお願いするように計上しているような状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○6番（川下武則君）

火葬場といえば、人生一番最後に送ってもらうところなんですけど、その送ってもらうに関してですよ、今までと同じような送り方じゃなくて、せつかく新しいものができて、心安らかに送ってもらえるような趣向といたしますか、御家族の方、また知人の方がそういう心の安らぎになるような趣向は幾らか考えてあるでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

現在の火葬におきましては、待合室等もございませんでしたけれども、今回遺族の方たちがゆっくりできるような待合室等もつくっておりますので、そちらのほうで今までは長くて4時間半ぐらいかかっていた火葬も90分程度で終わりますので、その間はやっぱりゆっくり火葬場のほうでもしていただけるような施設になっておりますので、議員言われるようなその何か考えはないかということでは、現在のところ趣向的なことは考えておりません。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

減価償却についてお尋ねなんですけど、何年で償却予定なのかですね。償却がこの前の全協の折には聞かれなかったんですが、減価償却は何年ぐらいの予定にされるんですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回は、建物とまた機械が入っておりますけれども、機械につきましては済みません、はっきりした年数をちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、機械、建物についての減価償却は出てくるとは考えております。済みません。

○議長（坂口久信君）

環境水道課長、相手は何年って聞きよらすとやけん、わからんならわからんでもよかし、出てくると思いますじゃあ、答弁にならんとじゃなかかな。

○環境水道課長（土井秀文君）

済みません。年数ですけれども、今資料を持ち合わせておりませんので、わかりません。お願いします。

○10番（山口光章君）

最後に1点。火葬場の消火設備、消火対策、防災ですね、防災とかそういった面の概略というか、そういったあれは計画はどのように立てられておるか。そして、片峰のほうから下がる道なんか、今、川下さんかな、工事をされておられますけど、片峰のほうかね。もう物すごく急激な坂でしょ。ああいうところなんかもうぼんぼんぼん雨が降ったときにも、ばあっとこう流れますよね。そういうふうな防災とか、その消火、消防対策、そういうような面を一応お尋ねしときます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

消防面につきまして、建物につきまして消防のほうからの当然規制がございますので、施設内に消火栓を2カ所ですかね、それと普通の簡易的な消火器も設置しております。それと、防災につきましてかなりの土羽がありますけれども、そういった面についても水路等も整備しておりますので、そちらのほうで対応していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第3号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

これはもう昔からこういうふうな形で資金を提供しておりますけれども、大体この3カ年にわたりこの資金の流動っていうか、流れですか。どれぐらいのあれがお借りになったかというようなあれをちょっと、データを教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

太良町農林漁業振興資金の貸付状況でございますが、平成22年度で家畜伝染病対策資金としまして、貸付件数が3件、貸付額が1,030万円、それからノリ養殖の経営資金というようなことで貸付件数が1件、これ生産組合ですので、組合員数に直しますと1件の11名で、貸付額が300万円です。それから、21年度がかんきつ経営資金、貸付件数が9件の900万円、ノリ養殖資金、貸付件数が2件の300万円となっております。平成20年度につきましては、かんきつ経営資金、貸付件数が9件、貸付額が900万円、ノリ養殖資金といたしまして貸付件数が2件の貸付額360万円。この分につきましては、償還が終了をいたす予定でございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

先ほど3年間の貸付金額とか件数を聞きましたけれども、このノリ養殖、この貸し付けが割と頻繁ではございませんけど、貸し付けをされているというようなことで、状況下として専門家ではございませんから、実際ノリの生産とかなんとかわかりませんが、状態的にはどのようなことになっていきますか。生産状態とか、今後の要するにノリの養殖に関してはですね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

昨年度は、ノリが21年度は不作というようなことでございましたが、22年度につきましても秋目のほうは結構いい状態で推移をいたしております。冷凍網を張りましてから、低温状態が続きまして海水温が下がったために、成長がおくれたというようなことで、生産量は大幅落ち込んでおりますが、瀬戸内海方面の生産地がノリが病気にかかったということで、単価については高単価で推移をいたしております。3回目の入札につきまして、ちょっと漁協

のほうにお伺いしましたが、数量といたしますか、品質も若干その色落ちもしとると。しかし、その単価に助けられて、6円から7円ぐらいでこの時期で販売ができておるといようなことを聞いておりますので、ノリにつきましては今期はまずまずの状況ではないかと考えております。

○10番（山口光章君）

そのノリの生産に関しては、やはり協業体とか、あるいは単独で個人でやっておられる方々おりますけれども、その割合はこの貸し付けはどうなっていますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

22年度までにつきましては、ノリ養殖の第1生産組合、あるいは第2生産組合というようなところに貸し付けを行われておりますので、協業の方々だと認識をいたしております。

○11番（下平力人君）

今の融資限度額8,000万円、それに利用状況を聞いておりますと、非常に少ないというような感じがいたしますけれども、これは何か条件的な縛りといいたいまいしょうかね、こういうのがございますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

要綱等で融資限度額というのが定められております。園芸作物、かんきつ類の園芸作物資金につきましては限度額が1人当たり100万円、それから畜産経営資金につきましても限度額が100万円と。ノリ養殖資金につきましても、1人当たり100万円。最後に、家畜伝染病対策資金につきましては融資限度額が500万円と、こういう状況になっております。

○11番（下平力人君）

余りにも限度額に対して利用者が少ないというような、先ほど申し上げましたけれども、これをせっかくの融資ですから、利用者をもう少し高めていく、恩恵に浴するといいまいしょうかね、こういうのが必要ではなかろうかと。ただ、今も申し上げるように、せっかくここに8,000万円ありますよ、皆さん借ってくださいと、利用してくださいってということで、やはり勧めていかんとね。町はこれだけのことをやっておりますよといったって、結局利用しないと何もそのあれがないわけですよ。ありがたみっていいまいしょうかね。ですから、そういうのを課長、せっかく思いついたものですから、もう少し利用をさせて、そして喜ばれるようなことができないかどうか、そこら辺どうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員言われるとおり、ここが私どもとしましても一番頭の痛いといいたいまいしょうかね、大分悩んでいるところでございます。融資を活用をしていただくように、JAのほうとは大分協議をい

たしました。なるべくその生産者の皆様が利用しやすいような融資にしてくださいというようにございますが、片方ではやっぱり営業といいますか、貸し手のほうは金融業と同等というようなことで、なかなかその審査、その辺も大分厳しいというような状況でございます。連帯保証人を1名以上というようなことになってますが、その連帯保証人につきましても、かなり審査が厳しいと。大体サラリーマンの方というようなことで、聞いたお話によりますと大分苦勞をされて、親類とかなんとか連帯保証人を探されて融資を受けられておるといような話でございます。一つは、経営資金といいますか、運転資金という面もありますので、利用される皆様方も計画的にその返済できる範囲で融資を受けられてるという面もあります。全然その融資を受けられない方については、詳細はわかりませんが、なるべくその低利で、末端金利が0.5とか1%で済むわけでございますので、その辺は有効に活用していただいて、経営の安定に目指していただきたいと考えております。

○2番（山口 巖君）

20年から22年度までの貸付内容を説明を聞いたわけですけども、この限度額ですね、20年、今説明されました20年、21年、22年の限度額、そして末端金利、どのくらいの農家、漁業者が借りられた、末端金利をお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

末端金利につきましては、家畜伝染病の緊急対策資金については0.5%でございます。これはノリ不作、あるいはかんきつ経営のミカンの不作等の0.5%と金利は合わせてございます。あと、ノリ養殖資金、それからこれ園芸作物資金ですかね。途中でかんきつ経営資金から名前が変更になっておりますが、これはそれぞれ末端金利で1%でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

限度額。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

限度額は、それぞれ20、21年、22年度が4,000万円でございます。

○2番（山口 巖君）

それ、まあ限度額が4,000万円ということです。この回は伝染病等いろいろ問題がありますですけども、その4,000万円で限度額いっぱいになってない中で、どうして8,000万円っていうのが限度額になったのか。

それともう一つは、やはり金融業ということでJA佐賀県農業組合、金融業ということでそういう要件が厳しいということでもありますけども、やはりこういうのを町も支援するんだったら、一番問題はどうしてかっちゅうたら、ミカン農家に言わせると、開植してこうこう

いろいろの事業をしても、すぐ金にならない。サラリーマンと違うのはそこなんですよ、1次産業違うのは。毎月金が入らない、3年後、5年後、こういう格好。だから、これは一番町としてはこういうことができないかというのをJAさんに言うんだったら、やはり据置期間をあと一年、今幾らかとってもらってるんですけども、据置期間をもう少し延ばしていただく。こうした場合は、保証人になる人もふえるんじゃないかと、こう思うんですよね。2年ぐらいの据置期間では、農家に金が入ってこない。なかなか保証人もなり手が無い。こういうことも一つの原因と思うんですけど、そういう指導ももちろん町のほうからも要望もしていただきたいなど、こういうふうに思います。とりあえず、8,000万円になったちょっと説明をお願いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

昨年度までは園芸作物資金、畜産経営資金、ノリ養殖資金、合わせて4,000万円というように限度額を設定をされておりました。今回は、それに家畜伝染病対策資金として4,000万円を足しまして、限度額が8,000万円というように御提案をいたしているところでございます。

○9番（末次利男君）

いろいろ質問もあっておりますけれども、この54年度から開始されて、非常に先ほど聞いておりますと、融資額は少ないものの助かっておられる方もおられるというふうに思いますが、これはもうこの融資の性格的に緊急かつ特殊な性格を考慮した簡易、迅速な融資をすること、これが大きな目的で、この資金の融通を円滑にするための制度であるわけですよ。そして、1次産業の生産性向上と経営の安定を図ることが一つの目的で、この融資の利子補給ですね、利子補給をする制度ですけども、当然先ほど言われるように、まあ以前は本当に高金利時代で利子補給をしていただければ、大分助かってきた、5%、6%の時代があったわけですけども、今こういった低金利の時代で本当にやっぱり金融機関の指定もございましてけれども、もう金融機関であれば、課長おっしゃるような当然回収が不能な債権者にはやっぱり貸し出しはできないという絶対条件があるわけですよ。しかし、やっぱり本当に今借りたい人が借れない。これが大きなその発展に障害をしとるわけですよ。そこで、これはもう長年続いたこの利子補給制度ですが、これも否定は私もされないとはいえませんが、もうちょっと今に合ったやり方ができないかなというような考え方をしておりますが、もちろんそのいろんな方法があると、もちろん太良もやっておられるように、運用基金によるその支援のあり方とか、これはこれで融資の利子補給もこれはするのは当然そうでしょうけれども、そういったことを想定されているか。いやいや、もうこれ1本でいきますよという考えなのか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この農林漁業振興資金の貸付制度ですが、中にはおかげで大変助かりましたと。危ないところだったが、ひと息つきましたという感謝の言葉をいただくこともございます。そういうことで、この制度は制度として続けていきたいと考えております。新しい制度につきましては、現在のところ持ち合わせておりませんが、今後研究をしていきたいと考えております。

○9番（末次利男君）

当然、これは金融機関との契約ですけれども、これは機関との損失補てん契約も当然あるわけですよね。それで、要するに担保物件ですよね。いわゆる貸付要件額は当然あるわけですので、これはもうある意味これは規制をかけざるを得ないというところがあるわけですが、そこをやっぱりもう一回考えていただきたいというふうに思いますのと、それと最終的に回収不能になって、いわゆる損失補てんをした経緯がありますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

現在まではないというようなことを聞いております。前任の方からもですね。

○町長（岩島正昭君）

ちょっとまあ補足という形でございますけども、これは農協さんが金融機関という形でこの利子補給をやっているわけでございますけども、ただこれが農協の組合員さんたちからももう、私にもろにお電話等々の問い合わせ、あるいは相談等もございまして、農協さんにいろいろな資金面でお借りをしとるという形で、あんたはもう借入れがこうだから、限度額だから貸されんばいというふうな等々も何か申し込み時点であつとるというふうなことでございます。そこら付近も、それともう一つは先ほど課長が申し上げましたとおりに、連帯保証人も家族外の方を連帯保証人にすれば貸すというふうなもろもろが制限があつてるようでございますから、そこら付近については今後農協の金融機関等とも話をしていきたいと思っております。それで、あいば佐賀西かなんかでしてくれんかいというふうなこともございまして、農協さんが町と一緒に利子補給のやつとるもんですから、ほかの銀行さんたちがその利子補給をしないから、農協さんに限定をしとるというふうなことでございますから、そこら付近については今後検討課題でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、

本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

議員の皆様にお願いですけれども、1議案に対して3回の質問を許しておりますけれども、それ以上になったり何かしておりますので、一遍に皆さん1議案に対して十分質問の幅を広げていただいて、その中で質問をしていただければと思います。なるべく皆さんの意見を聞きながら質問させておりますけれども、その辺は議員の皆さんが十分留意して質問をしていただければと思います。

日程第6 議案第4号

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第6．議案第4号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

予算書の65ページ、教育費のところで質問をいたしたいと思います。

この学校管理費の中で、大浦小学校管理教室等改築事業設計委託料ということで、約2,000万円強の減額になっているわけですが、この設計、当然落札されたというふうに聞いております。この落札金額と、示していただいた予定価格が幾らだったのかをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

大浦小学校管理教室等の改築事業の設計業務委託の件ですけど、予定価格が1,449万円で設定いたしております。落札金額が479万4,000円、落札率が32.5%という状況であります。予算額が2,500万円計上されておりましたので、その不用額を今回補正減ということでお願いしております。

○1番（所賀 廣君）

この落札に至る経緯は、何回となく図面見たわけですけど、A案、B案、C案が出される

前の図面が基本的にもとになってるわけでしょうか。当然、設計事務所が落札されたわけですけど、その落札するに至る何を根拠に落札をされたのか、この449万円ですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

概算の大体工事費等を根拠に設計業務の設計をしております。その設計書に対しましてこういう入札結果となっております。

○1番（所賀 廣君）

普通、RC構造ですけど、例えば建築工事費が2億円かかったとすると、大体その4%から、まあ5%までは行きませんかと思うわけですね。構造設計が入っているのか、あるいは管理費が入っているのか、それとも全くその設計だけなのかで変わってくると思いますけど、余りにもこの予定価格に対しての479万4,000円ですか、この落札価格ですが、かなり開きがあって、それで大丈夫なのかというのが要らん心配と言われるかも知れませんが、その辺が非常に心配なところとして、町長にもお伺いしたいんですけど、この落札価格そのものの予定価格があって落札するわけですけど、ある一定の最低価格を引いて、それ以下はじゃあもう失格にしますよというふうな感じで、当然入札減があるということはいいことと思いますけど、逆にやっぱりその入札業者さんなりは安くいこう、安くいこうで、もう競争、競争になるわけですが、この辺の予定価格の線の引き方なんですけど、さっき言いましたある程度の線を引いて、もうそれ以下は、それより安うしたとは失格よというふうな、こういったやり方というのは考えられないものでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、冒頭この金額の件でございますけども、建設課長が申しましたとおりに、例えば予算を2億円組んだ場合は、2億円の約9割か8割ぐらいで額を決定しまして、あくまで概算予算ですから、それに対して歩掛をつくるということで、それは近傍地に同等な構造物例があるか、あるいは地質調査も済んだが事例があるか云々等々でその歩掛の諸経費のパーセント率が違って、その積み上げが設計の委託料になるということで、通常大体額の8%ぐらいが予定価格になっておるわけでございます。今回、1,449万円に対して479万4,000円ということでございますけども、これは今は公共事業、こういうふうな委託事業に限らず、道路等、海岸等々で発注量が少ないもんだから、俗に言う鉄砲と今は言いますが、がばって来るわけですね。そういうふうなことがあちこち出ている状況でございます。今後こういうふうな低価格の、これを下請がつぶれる原因ということで、ある程度今議員がおっしゃるとおりに最低制限価格、予定価格の6%から7%、条例等も載せておりますけど、そこら付近を線引きをしていいですよということが各市町村の条例で決めておりますけども、今の時点で

は太良町もそれを取り入れておりませんが、もうぼちぼちこういうふうなひどくきた場合は、もうぼちぼちそこら付近の大きな金になりますと、最低制限価格の線引きをせにやいかんだろうなというふうなことで、新年度等々につきましてからは、そこんたいの検討事項であるというふうなことを思っております。でないと、これは設計委託ですから、コンサルですけども、大手業者、いわゆる町内はそうでもないんですけど、町外の大手が入りますと、こういうふうな落札率をがばって札をおろしていきますと、町内に下請をして何か頼んでやらんかいつていうた場合に、もうそれから元請は引いて下請へ出すもんですから、もう下請は持てんわけですね。だから、そこら付近等も考慮しまして、新年度からは検討していきたいと。できるだけ最低制限価格を引くという形で、それで検討してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（下平力人君）

ただいま町長のほうから説明があつておりますけれども、この三十何%っていうのは非常に安いわけですね。ですから、最低制限というのをやっぱ今の財源不足の中で補うと。多くの事業をやっていく上においては、いわゆるその競争していただいて下げていただくというのは非常にメリットはあるわけがございますけれども、大体健全経営っていう考えの中で30%、3分の1で事業ができるかという、何かはできるかもわかりません。しかし、本当に人を使って、何人も使って、機械を使ってっていうのはとてもできません。ですから、少なくとも最低制限つちゅうのを引くとすれば、やはり半分ぐらいは今の段階では財源がないということで、仕事がやっぱそれだけ進んでいかないと。発注者としてもですね、ありますから、やっぱそこら辺でまずやりかけて、徐々に70ぐらいに上げていただくというふうな手順ではどうだろうかという思いはしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

65ページの質問が出ましたので、そのページの行きますが、備品購入費、この内容の説明をいただきたいというふうに思っております。この65ページの備品購入、また66ページの備品購入等々の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

まず、10ページのほうの中学校費264万円の中学校管理用備品でございますけども、これにつきましては議案書の10ページのほうをお開き願いたいと思います。10ページのほうに繰り越しということで載せております。ああ、失礼しました。10ページのほうのまず……。

○8番（久保繁幸君）

後、それ整理してから、また説明してください。

何でこの備品購入を聞くかといいますと、学校の備品検査等々に行つて、要らない、こ

ういうのも要るとやろうかっちゅうふうな品物が相当あるように思います。毎年夏休みのときに備品検査させていただきますが。そして、これを年度末にこうやって上がってきてるもんで、ちょっとお伺いしたんですが。まあ、使わにゃいかんから、金があるから使わにゃいかなのじゃないかっちゅうふうな感じも持っております。そういう気持ちがあられないように、備品等々の購入はしていただきたいっちゅうふうな考えで今の質問をしました。だから、今の分は後だって説明は結構です。

○学校教育課長（高田由夫君）

10ページ、先ほどの66ページのほうの264万円の備品購入の件でございますけども、これにつきましては住民生活に光をそそぐ交付金事業ということで、その繰越調書ということで、この議案書の10ページの真ん中ほどに教育費、中学校費、多良中学校図書館書架改修事業ということで310万円、真ん中ほどに上がっております。その310万円の交付金と、当初備品購入費ということで130万円予算的には上がっております。その分の100万円から不用額を引きまして、それと310万円今回繰り越した、先ほど申しました10ページの310万円とを差し引きまして、トータル的には264万円の備品購入費ということになります。それで、その10ページの310万円の繰り越した光をそそぐの分の事業内容でございますけども、多良中学校の書架を11台、それとあと保管庫を2台ということで、事業費的には310万円、10ページのほうに書かれております多良中学校図書館書架改修事業と、当初予算の分での差し引きで264万円掲載をいたしております。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。もう一点のそのまいつちよのほうは、65ページは。備品購入、192万円。課長、提案理由の説明の中に書いとっじゃなかね。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

これにつきましては、小学校管理用備品ということで、プロジェクターを整備するため増額し、その不用額等を差し引き192万円を計上いたしましたものでございます。

○8番（久保繁幸君）

プロジェクターっちゅうとは何ですか。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

多良小学校の分でございます、図書館内に設置するものでございます。

○8番（久保繁幸君）

何のために設置するとです。設置するものですけど、その説明を、プロジェクターっちゅうのはどういうものかを聞いてるんですよ。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

情報教育の観点から、パソコンの画面を大映しにするためのプロジェクターでございまして、それで大映しにしながら、図書館というのは御存じのように単なる図書の貸し出しをするのみならず、最近では情報教育の拠点ともすべきところでもございますので、そういうプロジェクターなどの情報機器を設置をしようということを出しているものでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

執行部の皆さんにもお願いですけれども、議員の皆さんに3回って言いよつとに、ぴしゃつとした答弁がでんぎと、4回、5回になってくるわけよ。その辺もやっぱりぴしゃつと議員の皆さんの質問に答えていただかんと。それに答えていただくようお願いをいたします。

○10番（山口光章君）

関連質問は余りよくないことだと十分承知しておりますけれども、一発で執行部の方、1回でお答えください。

先ほど備品の購入と、よくあることで教育の振興費など、学校備品など、病院でも一緒ですよね。実際、監査の仕事を久保議員はされている中で、やはり一番気づかれるのは要するに年度末の、要するに当初予算を十分使ってなかった。あ、これは金が余っているから、これだけは使ってしまうというふうな先生方の考え方とかというふうなことがあるわけなんですよ。ほいで、年度末においてこれだけ消化しなくちゃいけないと。だけど、当初予算は計画性が十分にあるんじゃないかと思うわけですよ。要するに、1年生から6年生、例えば1年生から3年生、小・中学校の場合でも年間を通して、生徒数によつての備品購入とかなんとかあるが、そうそうにその補正、補正っていう形で消耗品とか、あるいは学習の教材とか、もうちょっと大体決まってるような感じがしてなりませんけども、先ほど監査委員さん、久保議員さんがおっしゃられたとおりに、そういった備品購入などはもっともっと計画的に使えるんじゃないかというようなことでございますけども。急遽の場合は仕方ありませんけども、そういうことは毎年こういうふうに乗っていると。そりゃ100%、その予算を使えることはいいことですよ。また来年もその分はやっぱり揭示されますから、予算として。少なかつたらこれでいいんだなと減らされることもあるんでしょうけども、やはりその年度末になってからの備品の購入とかなんとかはいかがなものかなと思いますけれども、そこら辺を一発で答えていただきたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

備品購入に関しては、監査で大変厳しい御指摘を受けたところでございましたので、直ちにその対応をどうするかということで、改めて教育委員会からも出向きまして、備品検査を実施をしてる状況でございまして、二度とこのような御指摘を受けないように、とにかく

危機意識を持ってこの備品購入については相当慎重に取り組まなければいけないということで申し合わせをしている状況でございますので、次年度からはこのようなことがないようにしていきたいと思っております。ただ、今回計上しております補正は、それとは全く違うものでありまして、住民生活に光をそそぐ交付金として今回このようなものを、書架等、プロジェクター等を購入させていただきますということでお願いをしております、それとこれは減ですね、備品購入費の減額をしたものとそれ相殺した上でここに計上している数字でございますので、決してその金が余っているから使いますよという金とは全然違いますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ちょっとその件、関連でですけれども、今度大浦、大分図書を処分されたと聞いております、冊数が。そうした場合、その処分の理由と、どういう方法で処分されたのか、2点。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

議員御指摘のように、図書について学校より備品の処分についての報告がっております。それにつきましては、学校につきましては教材としてもう使い、ちょっと内容的にも授業に使えないというようなことで処分が出ております。

○議長（坂口久信君）

処分の方法。

○学校教育課長（高田由夫君）

処分につきましては決裁を受け、あと学校のほうにちょっと任せましたので。

○3番（平古場公子君）

予算書の58ページの水産総務費の中で、赤クラゲ対策被害対策事業費補助金としてこれは125万円計上されていたと思うんですが、53万1,000円の減となっておりますけど、この内容を説明していただけますでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算で9月でこれ補正をお願いをいたしておりましたが、ノリ網の漁業許可を持たれている漁家数が100漁家というようなことで、それに大体1回当たりの連結網数が8反から10反、450メートル以内というようなことで、平均して2万5,000円というようなことで予算計上を125万円いたしておりました。実績でございますが、カニ漁業の漁家が60漁家でクチゾコ網が15漁家、合わせて75戸が申請をされまして、カニ網については10反掛けるの1反当たり1,760円の単価の2分の1の補助ということで52万8,000円、クチゾコ網につきましては15戸の10反掛けるの2,550円掛ける2分の1で19万1,250円というようなことで、最終的に交

付決定額が71万9,000円となりましたので、その差額について減額を今回、減額補正をお願いしているところでございます。

○3番（平古場公子君）

このカニ網についてですよ、組合から買った分じゃないと、必ずしもこの補助は受けられないんだということで、いろいろ不安が出ておったんですけど、そういう話は聞かれてないですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

漁業者の皆様方からやっぱりそれぞれ好きなメーカーの漁具あるいは網等あるというように、漁協を通さないでほかのその一般の漁網の販売店等から購入をしたいという希望が漁協に上がっているというお話は聞いております。補助をする場合には、1回確実に購入をしていただいて、購入した後にその領収書等を添付して、それに対して現金で漁家の口座に振り込むというような方法をとりましたので、今回は漁協通しで購入をしていただきたいと思っております。一定の理解は、それについては理解はしていただいたものと考えております。

○3番（平古場公子君）

この赤クラゲ対策というのは毎年毎年出てくるんですけど、このカニ網、クチゾコ網に限らず、ほかの漁具にもかかってくるんですよ。ゲンシキ網なんかもう最初から最後まで袋の中に入ってくることもあるんですよ。ですから、カニ網、クチゾコと限定しないで、希望者があれば、この範囲内でも結構ですので、範囲を広めていただくようにぜひお願いをしたいと思っておりますけど、町長、そのあたりどう考えますか。

○町長（岩島正昭君）

まず、その組合を通さなきゃでけんとしてかかっていうふうな質問でございますけども、これはうちが個人さんじゃなくして漁業協同組合に一括して補助をやるものですから、各個人さんに補助をやらないということで組合を通して、ある程度その資材等々についてはばらつきがあるものから、組合のほうを通してやってくださいというところが、そこら付近が徹底しとらんやったっじゃなからうかなというふうに思います。

今後のそのカニ、クチゾコ網に限定せずに、何かほかの漁法についても補助をでけんかというふうなことでございますけども、そこら付近についてはまず組合等でお話をして、どれくらい被害があるか聴取をして、この赤クラゲというとも潮によって去年多かったけん、ことし多か云々はわかりませんからね。そこら付近の発生状況を見ながら、今後検討して補正をする分についてはまた緊急で皆さんたちをお願いする、通常よりもクラゲの発生率が少ない場合はもう何とか皆さんたちが自助努力でやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

5ページの総務費の4番目、選挙費についてお伺いします。

これは町長選挙に限ったその選挙費用なのか。そして、今回は無投票でありましたので、無投票でも931万1,000円のお金がかかったのか、かかったとすればその費用の内容はどういうものか、ちょっとお尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議案の第4号の43ページを見てもらえればわかるかと思いますが、先ほど町長選挙は無投票だということもありましたけども、まず参議院選挙もあっております。こういう選挙費用も全部トータルしたところでの最終の4ページのほうには載っておりますので、選挙費ということですね。参議院選挙の補正の減の72万7,000円とか、それと今回4月10日が投票日の一応予定になっておりますけども、知事・県議会議員選挙の補正予算の266万円の増、それと町長選挙の補正の減の340万5,000円、そういうのをトータルしたところが4ページの選挙費のところに載っている状況でございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

38ページの村おこし推進費、この体験学習といいますか、要するにもう以前から今体験クルーズの補助金とか、訪韓少年の翼の補助とかいろいろございましたけれども、この1年間の動向といいますか、こういった形をとる。以前は、少年の船とかなんとかいろいろな事業の中で補助金を得て、子供たちが体験をするというふうなありましたけれども、いろんな国の情勢でやばいなど、なかなか行けんなどということもありました。しかし、この推進費とついで以上は、ただ単に予算書にこれだけは書いておかないかんといいうふうなことでいつも毎年予算を上げておられるのかどうかですね。最近、こういうような訪韓少年の翼の参加人員とか、そういったあれをちょっとお知らせください。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、以前は参加者も大変多かったんですけども、募集をしても、あるいは広報たらに載せても、本年度につきましては海洋センターのほうの1名というような形で、なかなか状況的には参加したいというようなことが難しいということと、あと一点につきましてはことしは2件あったんですけども、募集枠の中に太良町も参加したいということで申し上げとったんですけども、それについては相手の選考希望者が多いということで、1件だけはちょっと外れたということで、去年はゼロでしたけども、ことしにつきましては応募は2件あって、1件は参加というような形で推移しております。

○10番（山口光章君）

要するに、これはやっばし県のほうでいろいろ施策しながらやっていく事業だと思いますけれども、県下ではやはりこういうふうな体験の学習に参加する人たちはおるわけでしょう。その何で太良町だけがなかなかそういうふうな、開ける社会にやっばり子供たちの育成のために事業を行っているだろうと思いますけれども、何で太良町がこんなかなあとそういうふうにするんですよ。そして、村おこしの推進って、村おこしじゃなしに、もうまちおこしに変えてほしいですね、こういうふうなことは、もう実際。そういうふうなことで、どういった理由づけがなされているのかということでしょうね。この前渡部陽一氏が来られたときにも、世界を見てくださいとか世界に行ってみてくださいとか、そういうことを子供たちに言うておられました。じゃあ、太良町もやっばしこういう体験せつかくあるんですから、行ってみなさいとか、そういうふうな教員の方たちもそういうふうな考え方を持っていんじゃないかと思えますけれども、そこら辺の消極的である理由、参加しにくい理由をちょっとお尋ねいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

状況的にはございますけれども、これは推測になりますけれども、今の経済状況等でなかなか、負担金もありますので参加しにくいという点もあるかと思えますけれども、そればかりでなく、議員今御指摘のとおり、今後はその積極的な参加というか、やっば世界に羽ばたくじゃないですけども、世界に目を向けた人材の育成のためにも、こういう研修を積極的に推進をしていきたいと考えております。

○10番（山口光章君）

先ほど担当課長は経済的というような言葉を使われましたけれども、このまちづくりとか、この村おこしとか、これはもう将来子供たちのためですから、私は実際何かするよりも、子供たちの教育にはお金は惜しまないぐらいの支出というか、そういうふうな考え方を持っていんじゃないかと思えます。その経済的とかどうとかと言われたら、勉強できませんよ、今からの子供たちは、実際。だから、その言葉は使わないで、もっともっと教育とか子供たちの育成に金を使ってください。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

御指摘のとおりだと思いますので、今後は積極的にこういうものに参加をしてもらって体制づくりを進めていきたいというふうに思います。参加をした子供にとっては、これは大変貴重な体験になっておりまして、彼らの人生において大変有意義な時間を過ごすこととなるであろうというふうに思われますので、積極的にこういうものに参加する体制づくりを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（山口 巖君）

32ページ、財源のところなんですけど、この財源収入、その中の一番下ですね、不動産売却収入。1,663万円ですかね。これ末端まで出てるんですけども、この売り払い方法、どのくらいの応募があったのか。それと、坪単価当たり、坪単価でいいですから、その単価等を一応お聞きします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

売り払い収入1,663万5,000円につきましては、公募売り払いの分を3件、あと鹿島土木事務所等に累計で2件、あと里道を4件というような分のトータルの金額になっております。それで、公募につきましては売り払いの価格が一応3件ございますけども、一番高いやつが坪で8万4,486円、次が7万7,244円、次が6万5,081円というようなことになっております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ということは、今3件なんですけども、その応募者がどのくらいあったのかと、その方法なんですよ。その応募者があったときの方法、それが一つ。それともう一つ、今元駐在所跡、看板立ってます。あそこしたら、あそこ地形が物すごく悪い。そして、どのくらいの今問い合わせ等があるのか。もし、なかった場合はそのままの町の希望単価でずっと販売の予定なのか。

以上、2件お聞きします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

先ほど言いました3件の公募につきましては、応募者がそれぞれ1名ずつということでございます。それと、駐在所の跡地につきましては現在公募という形じゃなくて、価格をもう設定して売り払いをいたしておりますけども、応募者があり次第、その価格で販売するというようにいたしておりますけども、最近の状況においてはなかなか買い手があらわれないと。電話等の問い合わせは時々あるわけですけども、販売にまでは至っていないというような状況でございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

というのは、もういっちょ前の通りの国道の反対のほう、選果場の問題等も抱えておりますから、この価格を設定してって、価格を幾らで設定しておられる、この駐在所跡ですね。そこだけで結構です。

○財政課長（大串君義君）

近隣の評価額を参考に、大体評価額が時価額っていうことで、時価額を出すときにほとんどこら辺の太良町の時価額を出すときは、約0.7ぐらいで割って、ちょっと割り増したような価格で価格を設定をいたしております。それで、今後その価格をどうするかというのが一番問題ですけども、価格についてはどこまで下げるかとか、いろいろその近隣の評価額にもちょっと影響するものですから、余り安うしてもちょっと売れんなというところもありますので、そこら辺は十分今後も検討しながらやっていきたいなというふうには思っておりますけども、なかなかこういう御時世ですので、ちょっと難しいかなというとは考えておりますけども。

以上です。

○2番（山口 巖君）

これが難しかったら、選果場の交渉ができないわけなんですよ、ある程度の基本という数字を出してもらわないと。全く白紙ということですか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

今現在、売り払いをしている価格が坪8万2,052円ということで販売をいたしております。

以上です。

○6番（川下武則君）

57ページのこの林道の工事費なんですけど、1,150万円で大体どれぐらい、どこまでぐらいできてるもんかですよ。多分、町で買った中でやってるんじゃないかなと思うんですけど、その中で1,150万円かけてどれぐらいの整備ができたもんか、場所等も1回視察に行っただから、私も行ってないんでよくわかんないんですけど、場所ら辺はどこら辺ですかね。わかったら、教えてもらえば助かります。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

森林路網整備事業でございますが、1,150万円。これはきめ細かな、国の交付金事業というのを活用をいたしまして、今回補正をお願いしておりますが、実際事業を行う年度は繰越明許費というようなことで、23年度の事業と、繰越明許費の事業ということになっております。計画といたしましては、作業路開設が550メートル、舗装工事が300メートルということになっております。場所といたしましては、横断林道の大平国有林の近くの水無というところでございます。あの山根のほうから国有林ずっと上がって横断林道に来て、それからちょっと中山のほうに行ったところから右の経ヶ岳方面に上る作業路になっております。

以上です。

○6番（川下武則君）

そしたら、そのきめ細かなのはよかんですけど、そこにこの整備をした後に森林があつて、

木材を出すときに一番いい場所を選んで、このきめ細かな交付金をいただいでするようにしてるんですか、どうですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

そのずっと上のほうには林道というか作業道が中山キャンプ場から経ヶ岳のほうをぐるっと回って、その上のほうに来ております。今年度に引き続き、来年度繰越事業というように、将来的にはその作業路と結んで森林整備をより効率のいいものにしようかというように、今回計画をしてるところでございます。

○議長（坂口久信君）

審議の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

教育費についてお尋ねしたいと思います。

64ページに事務局費ってということで、この工事請負費640万円の学習整備事業ですか、これに扇風機というふうに書いてあるんですが、この具体的な設置台数、各教室っていうふうにありますけど、この辺具体的な数字と場所等をまず教えていただきたいと思いますが。

○学校教育課長（高田由夫君）

今、手持ちの資料をちょっと探しておりましたけど、扇風機については4校全部の教室に対して160台になりますけども、1クラスに3カ所というふうな形で考えております。

○1番（所賀 廣君）

それ壁づけですか、天井づけですか。

○学校教育課長（高田由夫君）

壁のほうにつけるやつでございます。

○1番（所賀 廣君）

今どき扇風機という表現がよいか悪いかどうかわかりませんが、感じとしても壁づけってなると、テスト時あたり紙の吹っ飛ぶとやなかろうかなというふうな、そういった心配も含めながら、今どき扇風機っていう考え方が古いのかどうか、そこも含めて。

○学校教育課長（高田由夫君）

扇風機についてでございますけども、これにつきましては近年の異常気象で夏場とか相当

暑く、ただ8月は夏休みは入りますけども、その夏休みを除いた高温の時期に使用するようなことで考えておるところでございます。それと、テストの用紙が飛ぶというような形にはならないぐらいの設置になるかと思っております。

以上です。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、今度小学校も新しくつくつとに、20年、30年先のことも考えたときに、扇風機というとはちょっとおかしかつちやなかろうかね。昭和の初めやったら扇風機でもよかかもしれんばってんが、もう平成も23年になって扇風機ば取りつけさせたってばいというのはちょっとこれ、ここでも扇風機ばそいぎ3台ばかり取りつけて、クーラーば消やすかにゃあっていう時代、そこんたらちょっとおかしかつちやなかかなあと思うんですけど、そこんたい町長どがん考えしゃっですか。平成23年ですよ、昭和23年じゃなかつですよ。なのに、扇風機っていうとがですよ。

○町長（岩島正昭君）

扇風機という話が補正予算の査定の中で出てきて、議員さんおっしゃるとおりに扇風機はないと。資料てんなんてん飛ぶとやなかとかつていうふうなことで、壁がいいか天井がいいかっていろいろ協議をして、そういうふうな扇風機をしてる県内で学校はあるとかつちゅうことで、まず調べさせたところが、佐賀市が全小・中学校に扇風機をつけるというふうなことです。今、いろいろ試算をさせておりますけども、仮に扇風機を4台やめて、空調するぎ1教室50万円かかるそうです。扇風機は4万円ばかりということで、これは全教室空調施設、いわゆる冷暖房施設をするぎ、光熱費が相当なもんじゃなかろうかということで、今時分に扇風機はと言いつたんですけども、冷暖房等々の設備をするぎ相当な金ということで、あいばもうやむを得んなということであきらめたところがあったんでございます。

○6番（川下武則君）

私が思うのに、今から先10年先に1学年1学級になったときに、6学年あったっちゃ6教室でよかわけじゃなかですか。仮に、中学校に行っても、中学校も中学1年が1学級、2年が1学級、そういうふうになってするときに、結局扇風機ばいっぱいあっちこっちん教室につけとつても、余り意味なかつちやなかかなって。それよりも冷暖房とんば変えて、ちょっと20畳用ぐらいんとんば1つつけるぐらいがかえってよかつちやなかかなと思うんですけど。まあ、そこんところは足し算、引き算の問題じゃなくて、平成の23年の時代に扇風機んばその3台も取りつけたっていうとは、ちょっと疑問のあつかなあと思うんですけど。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

県内の空調関係の整備状況をお話をいたしますと、先ほど出ましたように佐賀市が2009年にすべての学校に、すべての教室に扇風機を配置をしたというような状況がございます。な

おまた、みやき、神埼、鳥栖、ここらあたりの学校は非常に整備が進んでおりまして、これは空調を整備しております。そのほかでは、特段のそういう空調関係の整備をしているところはないように見受けられますけれども、私どもこのたびのそのきめ細かな交付金ということでありまして、調査をいたしましたところ、例えば30度を超す日数がふえているとか、あるいは平均気温が25.9度まで上がっているというような状況にかんがみまして、ことしなんかは特に非常に厳しい状況でありまして、夏休みじゃなくっても大変学習環境としては過酷な状況になっているということで、せめてこの扇風機をすることによって幾らかでもその環境の改善ができるんじゃないかと。そういうようなことで、思い切ってこのたび補正に出させていただいているという状況でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

補正予算書の9ページ、この繰越明許費にかかわって質問いたします。

提案理由にもありましておりに、今回国の1次補正で今いろんな議論がされておりますけれども、まずもってきめ細かな交付金、これが7,300万円、住民生活に光をそそぐ交付金、これが1,400万円、これがいろいろな国の示す事業目的に沿って計画をいたしましたという提案理由が上がっておりますが、要するにこのほとんどがその繰越明許になっていると思えますけれども、大体6,480万円を除けば総額にすれば1億5,865万1,000円ですね。これをほとんどが教育部局のほうで予算が消化されているという状況ですけれども、この2つの交付金がこの国の示す事業目的というのはどういうものですか。まず、お尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の地域活性化の交付できめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金、2種類が交付をされました。御質問のきめ細かな交付金の事業対象といたしましては、特に制限はございません。雇用人材、いろんな子育て、医療、介護、福祉、社会資本整備、公共施設の建設、修繕という制限は特にございません。もう一方の住民生活に光をそそぐ交付金につきましては制限がございまして、消費者行政に関する部分、あるいはDV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、それともう一つ知の地域づくりということで、知恵の知でございます。知の地域づくりということで学校施設等、あるいは教育施設等の関連の事業が対象になるということでございます。それで、今回交付金で多くが教育部局のほうの予算になっておりますけれども、これにつきましては住民生活に光をそそぐ交付金が太良町の場合、すべて教育部局の分の事業を充ててるというためでございます。

それで、今回の地域活性化交付金の流れを申し上げますと、閣議決定がなされましたのが10月8日でございます。そして、補正予算が通りましたのが11月26日。そして、県市町村に各市町村の内示額が示されましたのが12月3日でございます。その示された金額、きめ細

かな7,316万3,000円と光をそそぐ、最終的には1,404万円でございますが、それについては12月3日に内示を受けて、県のほうに提出が23年1月5日という期限を切られております。現実的に言いますと、12月3日に交付内示を受けまして、もう年内に事業を構築しなければいけないというのが現実でございました。その中で、今回お示しをいたしております交付金事業の、ほとんど9、10、11ページにあります。9ページの3番目の広域漁港整備事業を除けば、すべて今回の交付金事業でございます。それと、繰り越しをしない部分が1件ございます。それは、教育委員会部局の大橋図書館のパソコン購入の69万円だけは22年度で執行ということで、それ以外の部分は繰り越しということになっています。繰り越した理由については、先ほど申し上げましたように、内示を受けてからの期間の問題でございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

これはこの国の1次補正というのは、今回限ったことじゃなくて、前年度にも当然ありましたし、今回予算書を見ておると、非常に混乱をしかねない、今まで予算があったのに上乗せして、あるいは相殺してという予算が上がっております。ですから、前回は多分こういった臨時交付金の使い道については全協あたりで説明をされたと思うんですよ。そういったいただければ、こういった特段質問をする必要ない部分も結構あつとじゃなかかと思えますし、やっぱり今回でもその期間が短期間であったということも多分影響はしてると思いますが、そういった先ほど扇風機の問題についてもどのようなその経過を経て、協議を経てなのか。もうほとんどが教育施設に使われてるということで、この7,300万円については特段その使用要件というのがないということであれば、もっと広範囲にこの予算の見積もりをしてよかったんじゃないかという感じがしますけれども、そこらはやっぱり時間が短かったわけですか。それ議会にもやっぱりそういった要請もしていいはずですよ。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

12月3日に7,316万3,000円の内示をいただきまして、それで年内に申請書をつくり上げるということで、中期財政計画等、あるいは各課の担当で将来的な事業があった分を早急に取りまとめたのが現状でございます。それとあと、全協等で説明をすればよかったというような御指摘でございますので、その分についてはそれぞれの交付金の一覧表は作成しておりますので、その分は後だつて配付をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

49ページの心身障害者の福祉総務費というようなことでお伺いをしますけれども、この実際健康があるがゆえに、私たちはそういうふうな身障者の存在という、なかなか気づかないものでございます。けれども、そういう人たちの職種として、職種ですね、昔は授産場とい

うような形で栄町の今の屠殺場の近くにございました。今、授産施設として西部コロニーとかいろんな施設がございますけれども、最近よく耳にするのがNPOの関係で、鹿島市のほうにそういうふうな施設があるというようなことで、太良の身障者の方も働きに行っておられます。そういうふうな授産の施設のあれで、この担当課なんかはこっちの太良町としてもお世話になっているということは、仕事場があるっていうことは、そういうふうな連携はしておられるのかどうか。恐らく、NPOのあれだと思いますよ。通っておられる方もおられます。そういったあれで、その辺をお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

鹿島のほうに鹿陽会とあって、鹿陽会なんですけど、そういう施設がありまして、そこに働きにというか、何と申しますか、就業施設なんですけど、そこに行っておられるのが今、一、二名ぐらいいらっしゃるんですよ。一、二名ぐらいいです。2名だと今記憶しとるんですけど、それでそこはこちらのほうも入園式とか、それから途中のいろいろ会合があったりしたときは、こちらからも負担金もちろん出してますし、行ってます。そういう状況です。

○10番（山口光章君）

2名と言われましたが、こういうふうな就職じゃないけども、働ける場所があるってことは、町内のそういうふうな方々は、やはりそういうふうな身障者の関係でわかっとうるんですかね。それでまた、役場を通してですよ、そういうふうな相談とかなんとかができていくのかどうかですね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

身障者のその働きたいと思っておられる方々については、そりゃもう皆さん周知をされていくというふうに思ってます。それで、役場のほうにもその相談業務というのがあるんですよ。今うちは、うちの今職員が相談業務に当たっておるわけですけど、ほかの例えば鹿島市とかもう専門の外部から雇い上げた専門の方とかがいらっしゃるし、もっと県が今推奨してるのは、そういう身障者の施設の方が特別にその相談業務っていうのを、例えば太良の役場のほうに来てそういう相談業務を専門にされるということで、今動いてるところでございます。

○10番（山口光章君）

そしたら、今のところは2名でございますけれども、車を運転できる方もおれば、車を運転できないような方も出てくると思いますよね。そういうふうな交通方法はこういった感じを計画されておりますか。まあ、将来的にですよ。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、今そのちょっと事業名を忘れたんですけども、その施設がそこに働きに来ておられる身障者の方を送迎するという制度がありまして、その送迎するのに対してまた町が、町というか県、国からの補助金があると。そういう制度が整っております。

○5番（牟田則雄君）

8ページをお願いします。

ここに太良町総合開発計画策定業務委託料ということで、これが減額になって2年間で562万1,000円上がっておりますが、これは太良町の総合計画は太良町でできないのか。そして、委託はどういうところに委託されて、この場合これを策定する場合に、太良町はどのくらいかわり合われているのか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

町の総合計画を今22年度から23年度、2カ年かけての継続しようということで策定しております。で、22年度の予算で執行させていただいておりますけども、まず継続費の補正につきまして御説明をいたします。（「補正はよか」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

（「おいが質問したとだけ答えてもらうぎ」と呼ぶ者あり）はい。太良町の総合計画策定につきましては、今町民アンケートも既に実施をしております。そして、審議委員会を立ち上げております。それでいろんな町民アンケートの情報の分析とか、今現在の地方自治体における施策の展開の分析とか、その辺を株式会社ぎょうせいに委託をしております。その分析等をお願いをしております。それと同時に、我々町といたしまして、町の中で同時に事務作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

その何か会社、法人か何か特別にそういうところにお頼みして、そしてそれに太良町が策定する場合にどのくらいかわり合うととってかかっていうとこをちょっと質問しよとです。余りいろいろほかのことは聞いとらんけん、そこだけはっきり答えていただければよか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

太良町がもちろん主体となって総合計画を策定して、太良町が事業者でございます。それで、あといろんな資料等の分析と、あるいは最終的な計画書の策定等についてコンサル的な形で業務を委託して共同でやっているとございまして。あくまでも私どもが株式会社ぎょうせいを利用して情報の収集とかその分析、あるいはいろんな住民の方の意見の収集のノウハウをいただいているとございまして。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

予算書の43ページと44ページの、43ページは知事・県議選の選挙の費用ですね。期日前、時間外の費用。それで町長選挙の同じ費用ですね。そこ、もとの費用のこの違い。金額が町長選のほうが高いようですので、これは知事・県議選は県から幾らか来てるのかですね。来ているなら、幾らぐらい来てるのか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、43ページの知事・県議選については、これはあくまでもこの22年度の予算だけであって、これは23年度の予算も伴います。23年度については新年度の予算にありますけども、これは22年度に係る執行経費の分であって、時間外手当等についても告示が知事は24日ですか、県議が4月1日ですか。その関係上、投票日は4月10日ですので、それまでの3月までの分については22年度で予算を計上すると。あとの分については、23年度の予算の計上でしております。それで、町長選挙については最終的には全期間分をここに計上してありますので、こういうふうな経費になっております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

この選挙のことですけど、今期日前とか不在者投票が年々ふえてると思うんですけど、それについて時間短縮、そこら辺はできないものか。もし、できれば、例えば6時までとか、その期限切ったときに今1時間当たりどれくらい削減できるのか、そこら辺を質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先般の決算委員会の指摘事項等でも要望等がっております。時間短縮等についてもできないだろうかっていうことで、私たちも選挙管理委員会でも十分そこら辺については協議をしております。要望等もあっておりましたので、先般の選挙管理委員会でも協議をしましたが、統一地方選挙については県のほうに私たちのほうから要望をしました。閉める時間を当日を6時までできないだろうかっていうことで要望しましたけれども、これについては県のほうから今回についてはどうしてもやっぱり認められないと。これはどういう理由かという、事前に町民の方にも告知をしてないと。ということは、町民が身近な選挙からしてくれということで、私たちも当初町長選挙もあったから、町長選挙からもういいかなと思いましたが、そのときはまだ準備が整っていませんでしたので、県知事・県議選からと思いましたが、できなかった状況がありますので、今度7月には農業委員会の選挙と町議会議員選挙がありますので、そのときから時間短縮を図ろうかなと。最終日の投票日の時間を今までは8時までが投票時間でしたけれども、6時まででしようということ選挙管理委員会では一応決定をしております。それについては、経費等については知事・県議選で仮に繰り上げ投票を2時間しても、開票時間は8時からというふうになりますので、ちょっと2

時間ほど待っておいでから開票に当たると。ほかのところは投票があつておりますので、開票できないという状況でありますので、経費的にはそれは1時間か分のは幾らかは減ると思ひますが、まだ今回の町議選はそういう繰り上げをした場合、2時間繰り上げすると約50名程度の職員が出ておりますので、50名の仮に2,000円とすると、約20万円ぐらゐの経費の時間外が短縮できるかなと思つております。

以上です。

○6番（川下武則君）

次に、59ページの観光案内所整備事業についてちょっとお尋ねですけど。場所をどこに大体考へてられるか、またその観光案内所をどういふ形でつくろふと思つていらつしやるか。せつかくつくるのに、今予算見たら1,000万円ぐらゐなんですけど、実際太良町の北の玄関口でせつかくつくるのに1,000万円つていふのはちょっと。もうちょっといいのをつくつたらどうかなあと思ふんですけど。今後10年、20年、結局使つていくわけですから、そこら辺もうちょっと予算をアップしてでもいいものをつくつて、皆さんが聞きやすい、また見やすい、そういうふうな観光案内所をつくつてもらいたいと思ふんですけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

観光案内所の整備事業につきましては、場所等につきましては実は今鋭意検討を重ねている最中でございます。道の駅内の人の流れとか、あるいは広場との関係とか、その後の事業展開の可能性とかというのを探りながら、ちょっと今場所については検討をさせていただいておる最中でございます。あと、金額等につきましては、この観光案内所の設置につきましては、実は以前から御案内をいたしておりますように、観光協会の事務所移転という絡みでその部分の予算を捻出を検討していたしましたところ、先ほど説明をいたしましたきめ細かな交付金というのがおりてきましたので、じゃこれを活用してということで今回予算化をさせていただいているところでございます。ですから、観光協会の事務所兼観光案内所設置ということで、一応交付金の名目上観光案内所整備ということで考へております。中身につきましては、単なる観光案内所だけの機能ではなく、いろいろな地域の文化や、あるいは1次産業の農業体験とか、そんなものをすべて組み合わせて町内で周遊できる観光プランも構築できるような形の観光協会であつて、観光案内所であつていただきたいというふうに考へております。それで、規模等についてはちょっと今のところ予算のこの範囲で考へております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

私、いつも新潟のほうに行つて、この前も佐渡島のほうに行つたとばつてん、佐渡島の観光案内所では入り口の両サイドにいろんなところの旅館とかいろんな名所とか、そういうの

をテレビで随時報告してて、こういうところがありますよとか、こういう部分がありますよっていう部分があるんですよ。このきめ細かな1,000万円はわかっとばってん、1,000万円以上かかってるなあと私がぱっと見ても、素人目で見ても、それぐらいの、だけど佐渡島の観光の一部、スキューバダイビングからいろんな地びき網をできるところから、宿泊施設から、いろんなところをそのいろんなモニターでずっと放映しとっとですよ。その中に入らんでも、来た人がすぐに、ああ、どこがよかかなあっちゅうたときにすぐにわかるぐらい、画面でずっとテレビを設置してあっとですよ。そういう部分から何から、私も見たときに、これぐらいの金額ではちょっとそこまでせかかつくるとに、10年、20年先を見越したときにやっぱりそういう部分もちゃんと、車でびゅっと来しやったときに、ああ、あそこに何かこうテレビんごたつとの、映像のありよんなあ、あそこが旅館ばいなあとか、あそこのホテルがよかたばいなあとか、あそこに観光地があつとばいなあとか、初めて来た人でもすぐ感じできる、そういうものをつくったらいかがかなと思ってこういう質問をしております。どうでしょうか、課長。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

川下議員言われるように、いろんな電飾設備等をつくって大きい設備をつくれれば、それにこしたことはないんですけども、財政的な部分もございますので、今回は1,000万円程度の分をつくりまして、その後の先ほど申し上げましたけども、事業展開等も考えて場所等も決定をしていきたいというふうに思っております。

私からのほうからは以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

同じページのその上の委託料なんですけど、道の駅の太良管理委託料の減額内容は何でしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

これにつきましては、道の駅の植栽等芝管理の部分で残額が出た部分でございます。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

委託先はどこですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

森川造園さんでございます。

○8番（久保繁幸君）

それでは、森川造園さん、そんなら新しく北のほうにできた公園あたりの整備の費用かと

思うんですが、それを今度観光案内所ができますよね。そういうところに委託できるような内容になりますか。今度、観光案内所がその下に事業で1,000万円が上がっておるところに人間を置いた場合、委託をそういうところにさせるという方法等々はできるのか。そこあたりが近くであって、毎日でもできるような仕事なのかですよ。できれば、そういうところにさせて、案内所の人間にそういう仕事をさせたらちゅうふうに思っておりますが、いかがですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

23年度中にこの観光案内所を兼ねた観光協会の事務所移転を計画をさせていただいておりますので、24年度においてどういう形で芝生の広場、あるいは植栽の管理をしていくかについては、当然そういう御指摘の部分も検討の材料になると思っております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

56ページの6番ですね、目の6番。これ畜産経営支援緊急対策事業費補助金ということで、減額の2,382万5,000円となっておりますが、これが該当者がいなかったのか。今どきせっかくの補助金をこれだけの減額をしなくてはならないという理由は、これは何でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

6月の補正予算で予算額を17件の4,900万円ということで見込んで、計上をいたしておりました。実績につきましては、既に事業が終わってる方が5名、今現在交付決定がなされて事業に取りかかってくれてる方が4名いらっしゃいます。22年度の支出予定額が2,517万5,000円というようなことで、差し引きの2,356万5,000円の執行残が出たということで、今回補正減のお願いをしたところでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第5号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この山林の事業収入についてお尋ねいたします。

1,929万円の予算で、今回減額補正されて、実際は674万2,000万円。これはもう決定した674万2,000円というとは、これはもう決定した数字ですかね。それとこれだけの差はどうして出たのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

予算残額につきましては、確定をした金額でございます。これだけ予算減額になった理由でございますが、主伐立木売払収入というようなことで、主伐を年度当初4.47ヘクタール、額にいたしまして1,820万円を計上をいたしておりましたが、山林運営委員会等にお諮りをいたしまして、主伐の場所等について検討をしていただきました。そういうことで、最終的には当初予算に上げてた場所ではなくて、0.9ヘクタールの杉林ですが、これは中尾の横川と林道の多良岳線のあい中にある山林ですが、その0.9ヘクタールについて主伐を行うというようなことで、その結果、この1,332万5,000円の執行残というようなことで、今回減額補正をお願いしているところでございます。

○5番（牟田則雄君）

主伐計画は、これは年に何ヘクタールというようなその町の長期的なその計画、1年に幾ら切っていくという計画はされているのか。そして、されているとすれば、そのヘクタールについてどのくらい計画されているのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

大体、適地について4ヘクタールから5ヘクタールの範囲内で適地を選定をいたして、当初予算に計上をいたします。その後、山林運営委員会で適地、あと材ですね、材について赤字が出ないように販売できるのかどうかというようなことで審議をさせていただいて、主伐地を決定をしているところでございます。

○6番（川下武則君）

この山林の7ページのとも含めてですけど、その支出で余りにも委託料、委託料とばかりで、毎年毎年、この委託料の結構あつとばってんですよ、担当課長に聞いたかとばってん、課のほうにこの山林もある程度こがんとこは全部委託せんでも、自分たちの頭の中に把握できるぐらいのちょっと山ばこう見て回るぐらいの人ば育てられんもんですか。例えば、太良病院のお医者さんが患者が来たけんが、ちょっとわからんけんが委託、患者が来たけん、ちょっとわからんけん委託というゆうて、そがんこともしよったっちゃ成り立たんじゃなかなあと思うとばってんが、そこら辺は担当課長、どがんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この主伐事業と申しますのは、立木を伐採をいたしまして、索道等で移動をさせて、丸太に3メートル、4メートルに仕上げで搬出というようなことでございます。伐採につきましては、専門的な、熟練的な技術が必要かと思っております。そういうことで、なかなか町が直営で主伐をかけるというのは、人的にも、技術的にも無理ではなかろうかと考えておるところでございます。

○6番（川下武則君）

私が言いよつとは、その主伐を町でしろと言うとやなかつとですよ。要は、この主伐をするに調査委託料という、そういう委託を町の職員も一緒になって行って、これやったらはっきり言って丸投げみたいな感じで、言われたごつするんじゃないくて、幾らかでも自分たちの中でここはことしは主伐ばいなあ、来年はこっちはばいなあとか、そこんたいはある程度把握できるぐらいの職員を育てることはできんですかかっていうことを言いよつとですよ。自分たちで切れって言いよつとやなかです。そこら辺勘違いしてる。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当然、町有林に主伐をかけるわけでございますので、主伐の立木調査等には担当職員が一緒に立ち会いを行って、いろいろ聞き取りも含めて勉強もしておるところでございます。

○5番（牟田則雄君）

今の関連になるんですが、これを収入と歳出とをしてみますと、簡単に言いますと1億8,971万4,000円の経費をかけて674万2,000円のこれは収入だったという、ちょっと見方とすればそういう見方になるわけですか、これは。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい、そういうことになると考えております。理由といたしましては、山林購入等の支出が結構出たからだと考えております。

○2番（山口 巖君）

関連です。今、予算を上げて主伐がなかなかできない。これは簡単な問題、材木の価格が

低迷してる。ということは、逆に町有林を切っても太良の収入には何も見合わない、こういう結果じゃないかと思うわけですね。来年度も予算に上げてでも価格が低迷なら、もちろんこういう結果に来年もなろうかと、こう思うわけですが、どうですかね、その調査を含めて以前のように立ったままを原木で販売するという方法も山はあるわけですよ。そういうとを幾らか入れてこないと、年数はたったわ、収入は何も入ってこないわっていうこともあります。ある程度のその主伐に関しての年齢っていうのもありますからね。そういうのを取り入れて、幾らか試験的に取り入れたほうがいいんじゃないか、地元にも業者がおるし、佐賀県にも業者がおりますからね。そういう考えは全くないのかっていうのをちょっと町長に質問したいと思います。

○町長（岩島正昭君）

冒頭、牟田議員の質問でもお話が担当課長からありましたとおりに、当初は4.47ヘクタールを伐採しようというふうで計画しとって、その素材の丸太材がもう非常に安いということで、これは全部切ってはちょっと金にはならないということで、0.9ヘクタールに変更して、幾らか出しのいいところを選別しとったわけでございますけども、今後も主伐計画は大体4町から5町計画しておりますけども、果たして議員おっしゃるとおりに価格が安定するのを待ってはどうかということは、その伐採経費が索道等々で相当なその経費等がかかりますからね。太良にも製材所が2社ありますけども、そこら付近の製材所の方にも一応そういうふうなことで、山で立ち木のままで見積もり等をいただいて、そしてある程度合意が出れば、採算性があれば、そちらのほうでも販売してもいいんじゃないかというふうなことを今思っているところでございます。議員さんおっしゃるとおり、そこら辺の検討もする時期と思います。

○2番（山口 巖君）

ですね。やはり、この一番考えにやいかんということは、あれだけの森林組合が雇用を創出してくれる。これはもちろん物すごくあとで貢献していただいているということになろうとは思いますが、やはり全部経費を引いた残りが町のほうに返ってくると、こういうこっちゃんなくて、内容的にわかりはするんですけども、組合さんのほうにももう少し経費を努力して安くしていただくということを兼ね合いを考えた場合は、そういうことも少し試験的にやっていただけないかと、こう思います。回答要りません。

○6番（川下武則君）

もう同じような質問なんですけど、今回東北関東大震災もあって、朝から総務課長からも言われたとぼってんですよ、太良町のほうでできることはっていうことやっけん、あれだけ家が流されてしとるけん、もしよければ知事あたりに話をして、幾らかでも太良町からでももう木材の寄附をするとか、そうやって主伐代だけでも県から出してもろうたら、もうただでも差し上げますよとか、そういうふうなことも考えてやっていただければ、太良町のため

にもなっちゃなかかなと。太良町のPRのためにもですよ、例えばその森林を何ヘクタール分寄附しますとかですよ、そこら辺も考えてもよかつちなかかなあと思いますけど、そこら辺どうでしょうか、町長。

○町長（岩島正昭君）

多良材を向こうに寄附ということでございますけども、物品にしては余りにも大き過ぎて、相当な搬出料等が要るもんですから、できるだけ向こうのほうも果たして受けるかというふうに思いますので、そういうふうな支援というのはもう少し別な形でやっていきたいと思えます。

○11番（下平力人君）

主伐計画がこの年次的にこれからやられると、4から5ですね、ヘクタール。これを調査する中で、その課長のお話では教育をしながら今やっているんだと。いわゆる立ち会って、一緒に。町有林は全体には1,500、人工林、その半分ぐらいありますね、人工林がね。そういう中で、この主伐というのは木材価格にとらわれず、計画的に切っていきましょと。これはどういうことかといいますと、その雇用の場をつくっていくと。全く今まで仕事が少ないもんですから、雇用の場をつくりながら、そして木を適木といいましょかね、45年ぐらいが適木かと思いますが、そこら辺に合わせていこうと。さっき町長が言われたように、余り太うなっても用材として使いにくいと。強度的に落ちるとということから、やっぱり適正に主伐をして利用するというのが一番いいわけですから、そういうことも含めて切ると。そうならば、当然単年度で終わるわけじゃございませんから、これは今、川下議員が言われるように町でできる部分はやっていったほうがメリッ的にはいいんじゃないかなろうかというふうに我々も思うわけですね。そこら辺、課長としてどういう考えですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

主伐については、計画的に伐採を進めていったほうがいいのではないかという議員の御指摘でございますが、その方向性といいますか、当然木は毎年大きくなりますので、新植の問題もでございますので、計画的な伐採というのは大変大事だと考えておるところでございます。しかし、その赤字というところがちょっと担当としては気になるところでございます。なぜかと申しますと、先ほど私説明の中で言い忘れておりましたが、今回の主伐だけの事業に限り収支を申し上げますと、収入が496万4,337円ございました。ここに補正予算で上げております主伐の事業の委託料が327万6,000円、差し引き168万8,000円程度の利益を生んでということ、1回目の市には私も同行をいたしました、林齢が40年でございます。特に、その曲がりも少なくて真っすぐしたいいい木だということ、市場さんも市を開く前に市場さんの評価もよかったわけですが、そういう黒字になる材もございますので、今後はその研究、検討を進めていきたいと思えます。

それから、主伐等の立木の調査につきましては、人材育成という面もございますので、その辺については十分上司に相談をしながら、検討を重ねていきたいと考えております。

○11番（下平力人君）

今、担当課長は非常に責任が重いということで、赤字で切られないと。これは多目的な意味で言いますと、いわゆる地域の雇用が発生すると。主伐をすることによってですね。ですから、プラス・マイナスという面も出てきます、確かに。しかし、それをそのままほっといても、先ほど来言うように用材として使えないんだと。いわゆるそういうことを言ってるわけであって、ですから効果的に、もちろん赤字ではいけないかも知りません。今まで苦労してね、ヘクタール当たり360万円ぐらいですかね、70万円ぐらいですかね、かかるのはね。ですから、そういうのを含めて今更新をしていかんと、せっかくの山もその面で材だけと言えばマイナスなんですよってということになるわけですね。そこら辺を言っとるわけですよ。

それでもう一つ、立木とか、いろんなその山の境界なんかも、やはり太良に詳しい人がおらんと、続けていかれない。ここはどうやったかなということも出てきますから、そういうのはやっぱ臨時雇用といいますか、こういうところでもいいんじゃないかなと思うんですが、そういう点どがんですか。町長、どう思うですか、その辺。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりに、今主伐をかければは赤字だと、それはもう担当課長は当然のことですよ。だから、そこら付近につきましてはさっきもお話をしておりますとおりに、例えば4町、5町の年間の主伐計画はある場合は、例えば4町の主伐計画が2町の分については今までどおりをやると。あと2町については入札制度でその一山幾らとって見積もりとって、そこら辺もやる方法もあるんじゃないかと。そしたら、相殺してプラスになるか、ゼロになるか、そこら辺も一つの方法じゃないかというふうに思っております。

それともう一つは、その人材育成という形で山の境界云々についても、それはもう確かにそういうことで今は職員にしても境界等々もうほとんど知りません。何林班がどこにあるともう記憶はないもんですからね、そこら付近については臨時雇用等々で詳しい方等々を入れながら、山の確認、あるいは現地等々の支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の

方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第6号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第7号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

これはこの間私が一般質問の中でちょっと質問して、まだ全然内容が足りなかったもので、ちょっと質問をしたいと思いますが。

ここで国保の3ページですね。他会計繰入金、これ補正前は8,883万7,000円、そして今回補正、大体1億9,500万円の中の数字だと思うんですが、これが合計で2億7,397万9,000円となってます。そして、その下、基金繰入金というのが3,900万円。これはもう多分今年度からのあれにはこれはなくなる繰入金だと思うんですが、そしたらこの合計の合わせた分、今後は繰り入れをやっていくということになるのかどうか、ちょっとそこら辺をお尋ねいた

します。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

3ページの他会計繰入金と基金繰入金の質問でございますけども、まず2番の基金繰入金でございますけども、一応昨年度の時点で3,900万円の基金の残がありました。それで、新年度で一応3,000万円を予算で入れておまして、残りの900万円をこの補正で入れまして3,900万円というふうになっております。

それから、他会計繰入金でございますけども、これは一般会計からの繰入金でございます。法定内の繰り入れと法定外の繰入金がございまして、その合計でございますけども、今1億9,500万円の一般会計の繰入金のことを言われましたけども、これも合わせたところでこの金額になっております。この1億9,500万円に対しましては、この間の一般質問のときにも一応回答をいたしたところでございますけども、今の段階で仮決算を出しております。それで、今からちょっと動きはあるかと思っておりますけども、今歳入と歳出を仮で出しましたところが、この1億9,500万円の分が足りないということでございます。ですから、この金額については一般会計のほうから補てんをしていただくということにいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第8号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第9号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この1ページの収入のところですが、事業収益が100万円増額予算になってますが、これはどういう理由でしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

収入見込みが今回当初予算で5,590万円ほど見込んでおりましたけれども、決算見込み額をちょっと弾き出しましたところ、5,719万円ほどになりますので、今回110万円ほどの収入増ということで補正を計上してるような状況です。額につきました理由ですけれども、まず原因としましては、これといって原因ということは御説明できませんけれども、やっぱり使用料、見込みでしかちょっと私たちが計算できませんけれども、昨年と比べながら見込んだところ100万円ほどの増額の収入になるとは考えて、今回計上しております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第10号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

ちょっとこの病院の事業会計というようなことですが、全体的に、総合的にちょっとお尋ねしたいと思います。

自治体病院の赤字経営というようなことは、10年以上前から全国的な課題として今日まで来てるわけでございますよね、大体。そういう中で、要するに新しい病院ができて、これから先毎原事務長がおったところに将来像を描かれて、何年にはこういうふうな形になっていくっていうて数字をあらわしていただきました。そういった中で、町民の間からは赤字経営てやろ、赤字経営てやろというふうな質問とか意見が多いわけですよ。そこで、聞きたいのは入院患者、この前もちょっと2階のほうにこっそり見に行きましたけども、空きベッドがよくあるわけですね。医療の収益とかなんとかいろいろ書いてありますけれども、実際太良病院で受け付ける治療をする体制、要するに紹介状を書かなくていいような患者さんは大体どれぐらいおるんですか。それをちょっと聞きます。要するに、ほかの病院に回さなくて、自分とこに置いとけるような患者さん、それをちょっと。何割。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

太良病院から外部に紹介してる割合ですけど、6%ぐらいが紹介を出してます。何人ぐらいという数字が、済みません、はっきりは言えないんですが、今外来の患者数が1日平均170名来ています。入院の患者数が利用率が65%。ベッド数が60床ありますので、大体40床毎日埋まっている状況です。済みません、ここまでしか話せません。

○10番（山口光章君）

私が聞きたいのは、それはもう十分わかっております。例えば、救急病院、まあ緊急病院ですか。要するに、そういうふうな形をとっておきながら、もうずっと以前に一般質問でしたことがありますけども、救急車、救急隊員が患者さんを救急車に乗せて走ったとき、家族

の方があそこの病院に行ってくれてと言われても、やはり地元の近場の病院に必ず一応寄り道せにやいかんというようなことで、私が以前調べたのは、もう大半はよそに回してくれ、よそに回してくれというようなことなんですよね。できる範囲のことは点滴を打ちなさいですよね、点滴を打ちなさい。しばらく入院しとかんねとか。そればっかりの繰り返しなんですよ。ほいで、もう要するに町民の方々が言われるのは、太良病院じゃだめばいって。死に損なうばいと。私もその一人です。自分の経験を踏まえて話してるんですけども、紹介状を書くぐらいのお医者さんだったら、給料どれぐらいもらってるか知りませんけども、何か就職をあれしてあんたかわいがってお金ばやいよっとと一緒になかですか、実際。点滴打ちなさい、さあいうて、大丈夫ですって。私が入院しとったところにはあんた、太良病院の紹介状持っていっぱい太良の人が入院しとったですよ。何で太良でできんのかなど。だから、この前の木下議員さんの一般質問の中で医者の確保はどうやってるのかというようなことで、またこれはもう6月の議会にまた一般質問の課題として私は残しておきたいと思っておりますけれども。そういった中で、やはり紹介状を書いてよそにやるのは簡単でしょうもん。つてがあるのだったらね。なるべく自分とこでできるようなお医者さんが欲しいですね。

それからもう一つは、要するに昼からの診療が今のとこないと。これは本当に病院なんだろうかというふうな声も聞いております。午前中だけの診療、もう午前中しか行かれんと。これは仕事をしていない人のためにあるような病院ですよ。半どん仕事をして、ああ、昼から済みませんと。3時ぐらいから休ませてくださって会社に言うてですよ、行けるようなあれやなかですもん、実際。それがどれぐらいまで続くのかですよ。もうそりゃ子育ての人と一緒にですよ。たとえ子育て支援と言いながらも、幼稚園にやって、小学校にやって、暇な時間帯に主婦が病院に行けると、そういう体制じゃないんですよ、実際。だから、毎原事務長がおられたころには、やはり接遇にしろ、何にしろ、そういうふうなサービスの徹底した勉強をするチームがありましたけども、そういったチームをつくって何になっとなるのかと思うんですけど、まあ運営委員会もございますけども、この一つだけ私が今言いたいのは、昼から診療ができないというようなことをちょっと説明してもらえませんか。医者がないからと言われたら、それまでですよ。そしたら、その原因がわかっるとんだったら、医者を探すと。医者が来ない、来なかったら高い金でも出して雇うと。そういうことですけど、ちょっとその辺を説明してください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、議員言われるとおり医者がないというのは、もう現実問題です。それに対しては、もう本当精いっぱい努力してやっています。前回院長から話ありましたように、来年度は内科の医師を1名確保はしました。なかなか全国的に医師不足で難しい状況がありますが、この状況で1人確保できたということはすごく本当大きいことだと思っております。実際、何でド

クターが来ないかっていうところですけど、やはり佐賀県の一番端で、佐賀大学から派遣するにも通勤時間がかかるとか、いろんな理由を言われますけど、一番私が思うところは、済みません、こういうところで言うのもあれですけど、受け付けに来て接遇の問題もあるかもしれませんが、いろんな暴言とかそういったのがすごく多いと感ずきます。そういうのとか、直接ドクターに電話が入って、何で診てくれんとかと。診療中にそんな電話が午前中から入ってくると。こういう病院はおかしいですね、はっきり言って。そういう状況でそういう電話が入っているってことをドクター同士が話してたら、やはりこの病院にはもう行きたくない、そういう環境になってしまいます。そういう話が今までも多分ドクターの中で話があつてんじゃないかと推測します。やはり、そういう状況にならないように、町民の皆様全員でドクターを迎え入れるような体制をつくる、そういう環境をつくるというのは非常に大切かなと感ずきます。まあ、お願いですけど、そういう意味で皆さんがドクターを迎える環境づくりを皆さんも協力してやっていただければ、医者も自然と集まってくるんじゃないかと思ひます。

それと、午後の診療に関してですが、やはり本当に5名の医師でそれぞれの専門分野で小児科1名、内科が1名、外科1名、整形外科2名、整形外科の2名はほとんど午後の時間はもう手術をしています。年間、今の段階で170ぐらいなので、前年度より実際多い、190から200件のオペにはなると思ひます。そういうオペを午後やっておりますので、なかなか午後の診療は整形外科は無理な状況が続いています。内科のドクターも1名、外科もほとんど午後の時間に内視鏡の検査だとか、エコーの検査とかをやっています。小児科に関しては、1日診療は行っています。午後もやっています。そういう状況でいろんな診療科ありまして、内科が2名、3名いたら、それはもちろん午後もできます。何せ1名なので、入院患者を多いときで10名ぐらいの患者を1人のドクターが持っていますので、なかなか午前中外来診療を目いっぱいやって、午後に入院の患者を診る。そういうのもう精いっぱいっていうところもあるかと思ひます。あとは、光風荘の回診とか予防接種であるとか、そういうのもやっていますので、実際先生方が休んでるというわけじゃありません。精いっぱいやっています。そういう中でも、やはり本当に接遇とか対応とかが悪いということでおしかりを受けるときもありますけど、その辺は今後とも接遇に関しては力を入れて教育はしていきたいと思ひますが、現時点とにかく人数が足りないというのは、もう現実問題で、ちょっと午後の診療は控えさせていただいてるということです。

来年度、先ほど言ひましたように2名体制になるということで、午後の診療も計画はしておりますけど、今の時点ではまだ先生ときちつと話ができてませんので、新しい先生とですね。午後の診療については、はっきり決まり次第広報はしたいと思ひます。済みません、まとまらない話で。

以上です。

○10番（山口光章君）

それは今事務長がおっしゃられたとおり、ネックといたしますか、簡単に申し上げますと、医者が来やすい、医者が定着しやすい環境づくりと。そりゃもう町長さんも聞いてください。そういうふうな環境づくり、どういった環境が一番悪いのかというようなことから、やっぱり探していかにやいかんですよ、実際。その医者が来ないということは、私はお金だけじゃないなと今思いましたけども。その環境をどこが悪いのかというようなことを考えていかないと思います。そしたら、ああ、なるほどここが悪いと、ここが悪かったのだ、だから医者が来んのだと。そういうふうなあれが出てきたら、それにやっぱり私たちもみんな努力しながら、学校の先生を呼ぶのと一緒に努力せにやいかんなど、そのように思います。どうもありがとうございました。

○11番（下平力人君）

ただいま事務長のほうからいわゆるその町民も何とかそういう体制を整えてくれんかというお話がございました。それを聞いて、なるほど我々も本当に町立病院であるから、そこら辺は考えていかにやいかんなどという思いがしましたけれども、つい最近の話なんです、大体受け付けが3時半ですかね、午後が。その時間帯に行けんで、5分ぐらい過ぎて行きましたと。それは、子供さんだったと思いますが、花粉症が非常にひどくて、学校帰りに急いで行ったばってん、結局5分おくれだったと。そこで、受け付けでもう時間の過ぎとんもんねというふうなことで、とうとう受け付けていただかなかったというのが非常に残念だったと。これはばあちゃんが連れていっとるわけですね、孫をね。そういうことであつたですから、それは時間制限というのは守っていくのが当たり前の話なんです。それで、3時半というのも知ったわけですね、その時間に合わせるために行っとるわけですね、急いで。しかし、残念ながら5分超過したと。そこで、やっぱり事務長、考えていただきたいのは、何とかしてそれを一人でも診察をしていただくというのが一つにはその病院の人气につなげていくんじゃないかと思いますが、その点どう考えられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

議員さん言われるとおりだと思います。実際、5分で切ってるという、お断りしたというのは私のほうにそういう情報入ってませんでしたので、そのときの状況をはっきり聞いておきたいとは思いますが、通常受け付けに来られて、その程度の時間であれば実際診療科のほうに電話を入れて、ドクターと話した上で診れる時間内というか、大体受け付けは3時半とかで切ったとしても、4時半ぐらいまで実際はドクターがいますので、その時間に診れる人数なのか、そこはきちっと確認した上でお答えしてるはずですよ。そこはもう確実にやっているはずですよ。その場合、本当にもう診れない数であったかどうか、その辺は確実に確認したいと思いますが、やはりそういう意見が出ているということはきちっと把握して、ド

クターのほうにも診ていただけるように働きかけたいとは思いますが、花粉症であるということであれば、耳鼻科のドクターで佐賀大学から派遣の医者です。どうしても時間内に大学に帰られなければいけないということで、もう4時15分ぐらいに大体太良病院を出ている状況です。そうしないと、大学のほうとの契約上どうしてもうまくいかないというのがありますので、派遣の医師の場合はそういうことも実際もうここはどうしようもないとこですけど、ありますので、そういったところも御理解いただければと思いますが、なるべく話をきちっと診療科としまして、診ていけるような体制づくりはしていきたいと思えます。

○6番（川下武則君）

事務局長が来て、いろいろな話今私も聞きよってですよ、ちょっと期待していた部分で、今も期待をしてるんですけど、太良病院が全部適用になって1年近くたとうかとしてるんですけど、その中で総務省のアドバイザーから看護師さんの給与をもうちょっと圧縮したらどうとか、そういう部分があったんですけど、そこら辺は多少は進んでますかね。そこら辺をお聞きをしたいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

多少はというか、そういう人件費を能力制にしていくという話はずっとやっています。面接のやり方とか、そういう話をきちっと今やっている途中です。数的に幾らの何等級で幾らの金額にするかっていうのは、ある程度のシミュレーションもしてます。その提示までは今はまだスタッフにはしてない状況です。前回、院長も言いましたように、23年度中に実施する予定であります。先ほど准看の給与が高いというのをずっと言われてるとは思いますが、確かに年功序列制度で今までやってきていますので、それはもうその仕組みに乗っていたから仕方ないことではありますけど、実際そういう方々、地域相場とか准看護師の相場っていうものがありますので、そのくらいの金額には変更して行って、あとは調整給とかで対応はしていきたいと思え、シミュレーションをします。そういう状況です。

○6番（川下武則君）

昨年、私もちょっとむち打ちに遭うて太良病院ほうで通院させてもろうて、その同じ患者さんたちっていいですか、一緒に並んで待ってる人たちから、とにかく太良病院の改革がどこまで進んどっか、またその看護師さんたちの実際のその給与にどこまでメスを入れとるかということ聞かれて、いや、事務局長がかわって、昨年の話ばってんが、来年の9月ごろまでにはある程度そこんたいのめどをつけるということを言われたけんが、9月ごろまでには何とかなっけんが、もうちょっとばあちゃん待ちしゃいという話はしたとですよ。それで、そこら辺があるもんやっけん、もう3月ですし、あと六カ月ですよね、9月っていうことを昨年言われてですよ。あと六カ月の中でどこまでできるかなっていう部分があったもんですから、私自身も非常に実は事務局長に期待してるところがあってですよ、そこら辺がうまい

とコスモーズにいけばなという思いで質問をしております。答えは結構です、今聞きましたんで。よろしく頼んでおきたいなと思います。

○5番（牟田則雄君）

今の質問に関連することですが、乱暴な計算のやり方かなとは思いますが、病院の事業費用のうちに占めるその人件費、給与費が私がちょっと乱暴に計算した数字と思うんですが、これが約44%ですね、給与費が。この44%という数字は、普通病院の中でどういう数字なのか。多いのか、少ないのか。そこら辺をちょっとわかったら、教えていただけませんか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

その44%は、済みません、44%は22年度の分の予算で計算されたということで……一応、前年度は56%ぐらいです。実際、今の給与、手元に数字がないんですが、ことしも余り変わらないぐらい、五十数%になるはずです。全体、全国の病院と比べてどうかって言われたら、大体五十七、八から60%ぐらいが今の現状です、どこの病院も。人件費が55%以下になったら、確実に黒字になるだろうというのが全国的な見方です。うちも実際はその程度の数字にはなってきたかなとは思いますが。

○5番（牟田則雄君）

お互いに病院の先生の受け入れをなるべく町民も頑張っ手がけてやってくれという要望がありました。町民のほうからは今度は逆にしたら、その受け付けや看護師さんを含めて、やっぱりその笑顔の対応ですね。これはもう非常に簡単なようで難しい問題ですが、これがあつたらかなりその感情的な部分を取り除かれて、お互いに信頼し合えるだろうと思うんですよ。民間のいろいろなどころでは、朝必ず鏡を見て、自分の笑顔のつくり方から講習を受けてやっているとところもう今いっぱいあるわけですね。やっぱり、そういうもう時間ですよって、もう時間が過ぎていきますので言うときも、事務的じゃなく、やっぱり相手に思いやりのある笑顔で対応されたら、感情的なものが残らんで、お互いに信頼関係が結べると思うんですよ。それで、やっぱり病院もそういう公的な機関のあれには特にそこら辺はみんな笑顔運動でも起こして、そのどのお方が来られても受け入れて、自分のお客さんだと思う気持ちで受け入れて、対応して、笑顔をもって対応していただければ、先ほど言われたその片一方だけ、医師だけの問題じゃなく、総合的にそこら辺を盛り上げて一緒にやっていくのは、やっぱり笑顔だと思いますので、そこら辺はよろしく願いしときます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

ちょっと今のお話についてですが、笑顔もちろんそうだと思います。受け付けされる患者様が求めるレベルと、まだ私たち受け付けスタッフ、病院スタッフのレベル、その差がまだあるからそういうことが多分出てくると思うんですね。患者様が求める理想まで到達しないというのが、まだ病院の現状かもしれません。そういうところをやはり今後埋めていく、

患者様とのギャップを埋めていくというところを努力はしています。受け付けのところに關しましては、特に力を入れてまして、朝受け付けが7時45分から今始めてますけど、全員スタッフが集まってくるのがやっぱり定時の8時半です。8時半にはもう全員受け付け集まって、女性スタッフが中心ですけど、集まりまして、笑顔のつくり方の練習と、その朝礼のときにそういうことを今毎日やっている状況です。その中で、私もたまに入りまして、指摘をしたりとか、そういうこともやっていますので、今後今以上に努力していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時31分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸